

安全保障の地域的協定

大澤, 章

<https://doi.org/10.15017/14495>

出版情報 : 法政研究. 5 (2), pp.183-280, 1935-03-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

安全保障の地域的協定

大

澤

章

目 次

- (一) 安 全 保 障 の 形 態
- (二) 地 域 的 協 定 と し て の ロ カ ル ノ 諸 條 約
- (三) 安 全 保 障 機 構 に 於 け る 其 の 地 位
- (四) 保 障 方 法 と 制 裁 の 問 題

(一) 安全保障の形態

安全保障の形態が一般的普遍的なるものと局地的若くは部分的なるものとに區別せらるゝことの必要は、此の問題が最初に國際法團體の政治的・法律的關心となつた當時から認められて來た所であり(一)、其の結果多くの一般的安全保障條約と特殊的安全保障條約とが成立するに至つたのである。然るに最近に至つて此の問題は歐羅巴に於ける國際政局の推移に伴つて再び其の現實的意義を明かにし、安全保障法上に於ける其の現實的意義を明かにし、安全保障法上に於ける其の理論的價値を問題とするに至つた。例へば昭和十年二月二十一日パリ發聯合通信に従へば英佛兩國の首相並に外相の會談商議の結果に基くロンドン聲明を中軸として、全歐羅巴に於ける平和確立の廣大なる外交折衝の開始せらるゝに至つたことが報ぜられてゐる(昭和十年二月二十三日東朝所載)。若し此の聯合通信の傳ふる所が眞實であるとするれば、此の聲明に依つて豫想せらるゝ新平和機構は安全保障の形態の問題に關して頗る重要な意義を有するものである。加之、既に一九三二年以來小協商規約、バルカン規約、ローマ議定書等に基く地域的協定の方法に依る安全保障の形態は、大戰以後成立した其の全部的若くは一般的保障の形態と共に著しく國際政局の表面に現れ實際的關心を強くしつゝあ

る。従つて安全保障の形態の問題は、今や其の一たる地域的保障の觀點に於ても極めて重要な意義を有するに至つたものと認めなければならぬのである（二）。

（一）安全保障の問題は既に第一回海牙平和會議の際にも、仲裁裁判制度の確立を中心として問題とせられてゐる。然し其の國際法に於ける最も重要な問題の一として取扱はれる様になつたのは主として大戰を轉機としてである。地域的協定の形式に於てはヴェルサイユ平和條約の成立以前より論究せられてゐた。其の結果として英、米、佛三國の間に相互援助の保障條約案が起草審議せられ、一九一九年六月二八日署名せられてゐる。此の條約案に従へば、若し佛蘭西國が挑發することなくして獨逸國より攻撃を受けたる場合に於ては、英米二國は直ちに佛國を援助すべき義務を有するものとせられたのである。従つて「挑發せられざる侵略行爲」の概念は決してロカルノ諸條約にのみ特有なものではなく、既に此の時に於て問題とせられてゐたのである。

（二）三個の安全保障の地域的協定に關しては、昭和十年一月十五日「外交時報」第七十三卷第二號に所載の拙稿「安全保障の二形態」參照。

然るに上述せる英佛二國のロンドンに於ける新しき安全保障の方式に關して爲されたる聲明は、其の目的がロカルノ相互保障條約を基調とし安全保障、相互援助を目的とする局地的協約を集めて大成するに在ることを指示してゐる。特にソヴェット政府が西歐ロカルノ條約並にダニューブ不干渉協約と同時に東歐ロカルノ條約の成立を要求すること熱心であるとの報導は、安全保障の地域的協定の問題を安全保障の一般的組織と結合することを豫想せしむるものがある。英佛兩國政府は獨

逸、波蘭兩國政府を説得して東歐ロカルノ條約の成立を可能ならしめ、之に依つて全歐羅巴を網羅する不侵略相互援助條約機構の完成を所期してゐるものゝ如くである(三)。

(三) 最近數年に於て特に安全保障の地域的協定の増加したことは著しい事實である。然し、其を以つて直ちに一般的集合的形態に對する不信用であると結論するのは尙ほ早急に失する。寧ろ多くの場合に於て斯かる地域的協定は、一般的條約への前段階としても考へられてゐる點に注意しなければならぬと思ふ。

斯くの如く歐羅巴特に東部歐羅巴の政治的形勢は、一時獨波二國の反對に依つて其の拋棄をさへ屢々傳へられた東歐ロカルノ條約締結の機運を再び新たに醸成しつゝあること明瞭である。佛國外相ラヴェル氏のローマ訪問も、引き續いてのロンドン訪問も、此の安全保障の新機構に對する豫備工作の見地に於て爲されたものと考へられないではない。且つ全歐羅巴を包含すべき歐羅巴安全規約に關しては、從來既に相當具體的なる準備、努力が行はれて居り、國際聯盟を中心とする軍備縮少會議に於ても、之に關する具體的提案が爲されて論議の對象を爲してゐたのである(四)。故に所謂「ロカルノの精神」の高調が眞摯に行はれ、且つ考慮せられ、英、佛、獨、伊、露、波等の諸國を繞つて最近の國際政局の最も重大なる關心事となりつゝある今日、世界が其の安全保障の問題に關して如何なる現實の政治的・法律的機構を有し、且つ之に對して如何なる將來の用途乃至傾向を有するかを點を檢討することは、國際法團體に於ける安全保障法の統一的研究の上から論じて頗る重

要なる一の主題を構成するものと云はなければならぬ。特に各安全保障機構の現實に於ける有効性の問題は、其の形態の如何と密接なる關聯を有するが故に、最初一般的に安全保障に於ける保障形態の問題を考察し、次いで地域的協定中最も重要なるロカルノ諸條約を中心として成立し、且つ今日新しき東歐ロカルノ條約案の基礎たらむとする旨が傳へられつゝある。ロカルノの安全保障機構及び其の諸原則を検討し、所謂「ロカルノの精神」が何を指示するかを明かにすることは、安全保障の一般的性質と其の特殊的形態とを理解し、安全保障法上に於ける其の地位を把握する爲めに、極めて必要なる前提を爲すものである。

（四）此の點に關しては一九三三年三月四日及び七日軍備縮少會議の政治委員會に於て採決せられたる歐羅巴大陸援助條約の原則及び安全保障委員會が一般委員會に對して討議の基礎として提出したる歐羅巴安全規約 European Security Pact を参照することを要するが今茲に詳論の暇を有しない。

一般的に論ずれば安全保障の形態は、世界大戰を轉機として著しき變化を経験したと云へる。それは一方に於ては、國際法團體の法律的組織が次第に鞏固に形成せられ補完せられつゝある事實と伴つてゐる。既に海牙の諸會議に於ても、仲裁々判の義務的性質の承認が論議の中心となつた。然し當時の國際情勢は、其の一般的組織に依つて國際法團體の安全保障の問題を法律的に解決することを未だ許容し難い多くの事由を示してゐた（五）。従つて各國家の安全に關しては、仲裁々判制度

を通過しての集会的保障の方法は採用せられ得なかつたのである。然るに此の國際的形勢は漸次推移して、遂に大戰後の諸平和條約に至つて著しき轉回を示すに至つた。國際連帶の觀念と事實とが、大戰を轉機として著しく考慮せらるゝに至つたのである。且つそれは必然的に安全保障の形態にも影響を及ぼし、新しき多くの要素が加へらるゝに至つた。就中、其の主要なるものゝ一は、國際法團體其ものゝ秩序と安全との意識が集会的形態に於ける防止機能の發達を促したることである(六)。それは安全保障の爲めに集会的干渉の方法を組織し、一方に於て諸國家の安全を確保すると共に、他の一方に於て國際法秩序に於ける安全の問題を提出した(七)。

(五) 其にも拘らず、國際法團體の法律的組織の鞏化に對して有する海牙諸會議の成果は不當に低く評價せられてはならぬ。それは積極的なる國際紛争平和的處理に關しても著しき成績を示して居り、特に戰爭法の領域に於ては重要な成果を擧げてゐるのである。其を一概に失敗と評するのは當らない。尙ほ海牙諸會議の成果に關しては Wadler Schücking, Das Werk vo Haag, 5 Bde. 1912—Alfred H. Fried, Die zweiter Haager Konferenz, ihre Arbeiten, Ergebnisse und Bedeutung, 1907. 參照。

(六) Paul Barandon, Das Kriegsverhütungsrecht des Völkerbundes, 1933, S. 33-101.

(七) 山田三良教授還曆祝賀論文集所載拙稿「國際法に於ける集会的干渉の意義」及び立作太郎教授還曆祝賀論文集所載拙稿「安全保障の爲めの集会的干渉」參照。

元より安全保障を中心として茲に其の機能が問題とせらるゝ集会的干渉は、全く新しき觀念と制

度として考察せられなければならぬ。それは從來の國際法に於て認められたる多くの集合的干涉の事例とは全く性質を異にする制度である。それらの干涉に共通なる不合理なる要素は其處では殆んど拋棄せられて、反對に新しき内容が加へられてゐる。大戰以後の新しき國際的情勢が主として其の防止的機能の適用を必要とした集合的干涉の本質は、各國家の領域の保全及び其の現實の政治的獨立を尊重し確保することに依つて、國際法團體の秩序と安全とを保障せむと意圖してゐる點に存する。それは特殊なる國家又は諸國家の利益の爲めに恣意的に他國家の内政に介入したる干涉とは、全く其の意義を異にするものである。而して其の機能は、安全の脅かさるゝ國家に對して援助を提供することを保障義務として確立し、其に基いて國際法團體の平和を鞏化することに於て成立する。故に其の機能は、専ら防止的、豫防的干涉の形態を採つて現れる。大戰以來發達した安全保障の形態は、従つて二重のものを包含する。それは單に一の形態より他の形態への單純なる推移ではない。或は國際聯盟其他大戰以後成立したる諸多の大政治的條約の規定を根據として、國際法團體を組織する成員たる各國家の安全の保障は各國家に依る自助的方法より集合的方法に移つたことを認め、大戰以後の安全保障諸條約の集合的性質を強調する學者も尠くない（八）。然しそれは、大戰以前に於ては安全保障の形態が單一國家に依る自衛權に依る防禦的戰爭の方法を採用し、従つて

實際に於て攻撃的戦争と防禦的戦争との區別が極めて困難なものとせられたとの結論を全部的に肯定する理由とはならないのである(九)。特に大戦以後の安全保障の形態を、専ら集合的干渉の點にのみ求めようとするのは(十)、正確を缺くものである。集合的保障の傍に、單一國家の独自の行動に依る安全の保障は國際法も亦之を尊重し、其の發動の重要な意義を認めてゐる。其は各國家の最も重要な權利であり、集合的干渉は決して之に代替するものではない。加之、條約が集合的保障と自助的救済との間に成立する順序關係に就いて、明確なる規定を設けてゐる場合さへ存在する。例へば國際紛争平和的處理議定書(所謂デューネーヅ議定書)の報告に於ては、國際團體の援助を要する國家は先づ自己の有する手段を盡して防禦に當らなければならず、他國家の援助は自助的方法の後に於て始めて期待し得ることを明かにしてゐるのは、上述の主張の支持し難きことを論證するものである。

(八) C. G. Fenwick, *The legal significance of the Locarno Agreements* (*The American Journal of International Law*, 1926, p. 108—111.) 政府の態度にも一般的條約を尊重する傾向が強く現れてゐたことは、例へば一九二三年の相互援助條約案に對する英國政府の態度に徴しても認められる。此の場合に同政府は安全保障に關しても特殊なる局地的協約の形態を採ることを拒否して、普遍的條約に基く安全保障の形態を主張したのである。此等の點に關しては *Minutes of the Third Committee, Records of the Fourth Assembly, League of Nations, 1923, P. 15-100* 参照。

(九) Fenwick, op. cit. p. 109. ロカルノ諸條約に依つて全く新たな事態が発生したのではなく、此等の條約は一九〇七年以來の安全保障の個別的條約の辿つた軌道を同じく踏襲してゐるのである。此の關係に關しては Charles Cheney Heyde, *Commissions of conciliation and the Locarno Treaties* (The American Journal of International Law, 1926, p. 103-108) 參照。

(十) 特に調停の手段は場合に依つては準仲裁的作用を齎してきたが、それは集合的干渉の觀念とは寧ろ別個のものであつた。強制的要素よりも勸解的要素が勝つてゐたのである。

一般的條約を基礎とする安全保障の集合的形態は、基礎主體より考察したる安全保障の問題である。然るに其の保障形態は、國家の積極的行爲と消極的行爲とを豫想してゐる。其の各が事情に従つて要求せられなければならないが、安全保障の形態の最も重要なものは、安全の靜的保障としての現状維持と、特定の保障客體に對する不可侵義務の承認である。勿論現状の維持は、通常の事態に於ては不作爲に於て成立する消極的のものであるが、場合に依つては保障國の積極的行爲を必要とすることが尠くない。現状維持の義務は、事態の變更を阻止し確定の法律状態を維持する爲めに必要な總ての行動を豫想するものである。而して此の種の義務を設定したる一般的條約としては、國際聯盟規約第一〇條の規定、デューネーヴ議定書第二條及び第八條等を擧ぐることを得る。前者に於ては、聯盟國の領土の保全と現在の政治的獨立とが保障の目的とせられてゐる。各聯盟國は

之を尊重し、且つ外部よりの侵略に對して之を擁護することを約束してゐるのである。後者に於ては、戰爭に訴へざる約束と他國に對する侵略の脅威を構成することあるべき行爲に出でざることの約束とを包含してゐる(十一)。

(十一) 聯盟規約第一〇條の安全保障法の上に有する意義は、其の現状維持と不可侵とを義務とすると共に、侵略の問題を國際法上の概念として表面に齎した點に求めらるべきである。従つて此の規定は或る意味に於ては、安全保障の中心問題を取扱つてゐると云へる。勿論それは、當該國家の意思に反しての領土の減少又は政治的獨立の制限の禁止を意味するものである。故に此の尊重義務 *Respektpflicht* は、絶對的なる靜的法律狀態の維持と同一に解するを要しない。例へばパークは第一〇條を解釋して、それが創定せられたる政治的狀態の固定化を目的とすると爲すのは不當であると論じてゐる。J. C. Baak,

Der Inhalt des modernen Völkerrechts und der Ursprung des Artikels 10 der Völkerbundsatzung, 1926, S. 115.

然るに安全保障の目的は特定の事態の下に於ては、特殊の利害關係を有する比較的少數の國家間の條約に依つて一層有効に實現せられ得ることに注意しなければならぬ。而して此の場合には、普通は地域的に限定せらるゝ諸國家及び特殊の政治的利害關係ある諸國家の參加に依る安全保障の特殊の形態が採用せらるゝに至るのである。正確に論ずれば、安全保障の地域的協定には、地理的に隣接する諸國家のみを其の締約當事國とするものと、其締約國の全部が必ずしも、地域的に隣接しないで只だ重大なる特殊の政治的利害關係を有する事實に基いて之に參加する場合との二種を區別

（十二） 然し其の孰れたるを問はず此等の特殊的安全保障條約は、限定せられたる特定の地域に關して其の安全を保障することを直接の目的とし、間接には其の安全の鞏化に依つて、一般的平和の確保に貢献することを期してゐる。従つて安全保障の地域的協定は、特定の地域を中心として各締約國の領域の現状維持を意圖する特殊の範疇に屬する集合保障であると云へる。

（十二） 一九三三年二月一六日の小協商規約 *Pacte de la Petite Entente* 一九三四年二月九日のバルカン規約 *Pacte Balkanique* 一九三四年三月一七日のローマ議定書 *Protocole de Rome* 更に一九二五年一〇月一六日のロカルノ諸條約 *Traité (Accords) de Locarno* 等は、總て地域的協定としての安全保障を直接の目的としてゐる條約である。締約國の中には或は隣接國たるものと、然らざるものとを包含してゐる。而して其の各協定が特殊の安全保障目的の達成を通して、更に廣き一般的安全の確立に寄與することを期してゐる。一般化の問題はここでは共通の事項となつてゐる。ロカルノ諸條約の此の一般化の傾向に關しては *Paul Barrandon, op. cit. S. 22, 82, 83-83* 參照。

安全保障の地域的協定の重要なる意義は、其が直接には特殊地域の平和維持を目的としながら、間接には廣く一般的なる安全保障の確立に寄與すること大なる點に於て認められる。或は、それは局地的目的を有する條約の一般化への段階であるとも考へ得られる。既にロカルノ諸條約の直後に於てさへ、其の基本觀念及び原則の一般的平和の確立の上に有效なる事實が認められ *"l'esprit de*

Locarno”は其後の安全保障諸條約の努力の指導的觀念を形成するに至つたのである。特に一九二七年九月二四日の第八回國際聯盟總會は、總ての攻撃的戰爭は禁止せられ、且つ爾後も禁止せらるゝ旨を宣言すると共に、第三委員會の報告を基礎としてロカルノ諸條約の原則を一般條約化するに就いて、有效なる決議を行つた（十三）。此の第五決議は主として次の三點に關係して居り、一般的安全と地方的安全との密接なる關聯を指示するものである。且つ此の地域的協定を基礎とする一般的安全保障機構の確立を、人は屢々「ロカルノ擴張」の名を以つて呼んでゐる（十四）。故に安全保障に於ける形態の問題は現實の國際法の問題としては、其の一般的保障と如何なる關聯に立つかの點を最も重要な觀點として論究しなければならぬのである。而して第五決議は此の關聯を明かに指示して、各保障方法の進むべき方向を規定したのである。三個の點とは次の如きものである。

(一) 聯盟國と非聯盟國との間の協定を包含する特殊的協約又は集合的協約を基礎とする仲裁裁判制度の擴張

(二) 軍備縮少會議準備委員會の事業特に其の技術的事業の促進に努力することを聯盟理事會に獎勸すること

(三) 地理的其他の條件を顧慮して諸國家の異なる集群に必要な仲裁裁判協定及び保障を發達せ

しむるに適する研究、調査、準備を目的とする新しき一の委員會を創設することを理事會に要求すること

- (十三) League of Nations Official Journal, Records of the Eighth Ordinary Session of the Assembly, Text of the debates, 1927, p. 177-178. 此の決議に基いて創設せられた委員會が即ち安全保障委員會（仲裁及安全委員會）である。其の任務は、國際軍備縮小協定に於て各國軍備の標準を可能なる最低程度に決定する爲めに必要なる仲裁裁判並に安全の保障を諸國家に與へ得べき措置の研究を遂行することである。而して右の措置は、次の如き四個の態様に於て行はるべきものと決議せられた。(1) 仲裁裁判及び安全に關する特定又は共同の協定を促進し、一般化し、且つ整理する聯盟の活動に依ること (2) 各聯盟國をして聯盟規約の各條より成る義務を履行せしむる爲め聯盟の諸機關が使用し得べき方法の體系的準備を行ふこと (3) 規約の義務を害させざる地域的の安全保障條約を地理的其の他の條件を顧慮して締結すること (4) 特定の地方に於ける紛争に關する理事會の決定及び勸告を支持する爲めに各國の採り得べき措置を理事會に通告せしむること之である。
- (十四) 例へばルイヂ・ストゥルツォの如きは斯くの如き決議に基いての保障方法の一般化を“*l'extension de Locarno*”と呼ん
 び *Le Luigi Sturzo, La communauté internationale et le droit de guerre, 1930, p. 115.*

(二) 地域的協定としてのロカルノ諸條約

安全保障の一般的普遍的形態として最も顯著なるものは、一九二四年一〇月二日の國際紛争平和的處理議定書（所謂「*チェネーヴ*議定書」）である。勿論同議定書は主として英國の反對に依つて、完全

に效力を發揮することなくして抛棄せられたが爲めに、今日現實に效力を有する現行の條約ではない。然し安全保障法の發達の見地より考慮すれば、其の提供したる保障原則は其の後の多くの安全保障條約に大なる影響を及ぼし、理論的には今日に於ても尙ほ、極めて重要な意義を有する文書である（十五）。然し我々は今茲で同議定書の内容を分析して其の提供する安全保障の諸方法を論究する暇を有しない。只だ此の條約が一般的方法に依り安全保障の一定型として頗る特徴ある内容を有し、其の地域的協定に對する關係に於ても亦、幾多の考慮すべき重要な問題を包含するものであることを指示するのみに止める。且つ屢々引用せらるゝ此の一般的保障條約が、地域的協定の内容を檢討するに際して其の一般的保障形態との關聯を明かにし、其の地位を理解するに就いても必要な點から、之に言及したに過ぎないのである。ロカルノ諸條約特に所謂萊因協定（西部協定）は、デューネーヴ議定書と類似の點多く、見方に依つては後者が一般的形態に於て組織せむと試みた諸原則の主要なるものを、締約國及び關係地域を限定したる局地的協約として實現してゐるとも考へられるからである。勿論それは若干の點に關しては、後述する所に依つて明かなる如く、ロカルノ條約とは著しく異なる原則をも採用してゐる。然し其の保障に關する根本觀念に於ては、二者に共通なるものが存在することを到底否定し得ない。それは國際法上の安全保障の機構に對して、客觀主義の

原則を導入せむと試みてゐる點である。而して此の點に、此等の安全保障條約が將來の國際法團體の安全の問題に對して有する最も重要な關聯が認められなければならないのである。

(十五) 同議定書が其の最初の形式に於ては各國家に依つて採用せられず、従つて直接の實際的效果の存しなかつた事實に基いて其の價値を低く評價することの不當なることは、勿論である。其はウェーベルグが其の「デュネーグ議定書」の中に於て論じてゐる如く、其の重要な意義は、其が將來の義務的仲裁裁判と密接なる關聯に立つ點に於て見出されなければならないのであり、此の觀點に於て考察する時に同議定書の國際法特に安全保障法に於ける地位が始めて正當に把握せらるゝに至るべきである。Hans Weiberg, *Le Protocole de Genève* (Recueil des Cours de La Haye, T. VII, 1925, p. 140-141.)

ロカルノ諸條約の安全保障の上の有する意義を正確に理解する爲めには、我々は最初に其の條文に根據して、其の提供する保障の原則と方法とを攻究することに努めなければならない。一九二五年一月一六日ロカルノに於て成立したる諸條約は、全體に於て其の數八であり、更に國際聯盟規約第一六條に關する解釋宣言書が共同通牒の形式に於て附屬してゐる。ロカルノの諸條約は第一にロカルノ會議最終議定書と第二に之に附屬する五個の條約、第三に之と關係ある二個の條約の三種に分ち得る。而して其の地域的關係を中心として論ずれば、凡そ次の如き三個の範疇に分ち得るのである。

第一は附屬書Aを構成する獨逸國、白耳義國、佛蘭西國、グレート・ブリテン國及び伊太利國間

の相互保障條約 (Treaty of Mutual Guarantee between Germany, Belgium, France, Great Britain and Italy, done at Locarno, October 16, 1925) であり、通常ロカルノ條約と稱せらるゝ場合には此の相互保障條約を意味することが屢々である。

第二は四個の仲裁々判條約であり、更に次の如くに分たれる……

I 獨逸國の西部國境に關する諸條約

(1) 獨逸國、白耳義國間の仲裁々判條約 (附屬書 B)

(2) 獨逸國、佛蘭西國間の仲裁々判條約 (附屬書 C)

II 獨逸國の東部國境に關する諸條約

(1) 獨逸國、波蘭國間の仲裁々判條約 (附屬書 D)

(2) 獨逸國、チェッコ・スロヴキア國間の仲裁々判條約 (附屬書 E)

第三は佛蘭西國と波蘭國及びチェッコ・スロヴキアとの間の二個の相互保障條約である。

(1) 佛蘭西國と波蘭國との間の相互保障條約

(2) 佛蘭西とチェッコ・スロヴキア國との間の相互保障條約

此等の條約の外に國際聯盟規約第一六條に關して獨逸國に宛てられたる共同通牒 Collective note

が附屬書として附加せられてゐる（十六）。

（十六） 此等の條約及び共同通牒は Recueil des Traités (Société des Nations) vol. LIV 1926-1927, p. 289 以下に登錄せられてゐる。

斯くの如く一般にロカルノ條約と稱せらるゝものは決して單一の條約ではない。（一）最終議定書の外には（二）一個の五國間の相互保障條約と、（三）四個の二國間の仲裁裁判條約と、（四）二個の二國間の相互保障條約と、（五）解釋宣言を含む一個の共同通牒の九個の重要な國際協定乃至文書を包含する尨大な條約集成である。然し以上の中に於て最も重要な地位を占むるものは、附屬書A即ち萊因地方の安全を主とするが故に普通に萊因協定若しくは西部協定と呼はるゝ五國間の相互保障條約である。他の諸條約は總て之を中心とし、之と關聯して、西部歐羅巴の安全を保障することに協同してゐると稱して差支ないのである。

先づ此等の條約の保障客體を總觀するに、ロカルノ諸條約は其の目的とする所に關して凡そ三個を區別することを得る。其の（一）は獨逸國の西部國境を地域的に限定して保障せむとする安全保障條約であり、之には萊因協定及び二個の仲裁裁判條約が包含せられる。其の（二）は獨逸國の東部國境を中心とする地域的協定であり、二個の仲裁裁判條約を包含する。其の（三）は佛蘭西を中

心とする二個の相互保障條約であり、前二者とは稍趣を異にしてゐる、即ち佛蘭西と其等の國家とが上述せる獨逸國の關係せる諸條約の違反の場合に於て、相互に援助を供與することを目的として居り、稍從來の政治的軍事的同盟條約と共通の觀念を包含するものである（十七）。

(十七) *Protocole final de la Conférence de Locarno (Recueil des Traités, Vol. LIV, 1926-1927, p. 296-298)*——最終議定書がロカルノ會議に於て作成せられ且つ相互に關聯するものと認めた條約案は、上述せる附屬書A乃至Eの五條約である。而して佛蘭西國を中心とする二個の相互保障條約に關しては、佛蘭西外務大臣は佛蘭西國、波蘭國、チェッコ・スロヴァキア國が前記仲裁裁判諸條約案に次いで同條約の利益を相互に確保する爲めの協定案をロカルノに於て均しく決定したることを報告したりと記述して、其の事實を確認してゐる。故に正確には同議定書の附屬書たる五個の條約、最終議定書及び附屬書Fたる共同通牒の七個の國際文書と、佛蘭西其他二國關係の二條約とが實質的にロカルノ諸條約の内容を構成してゐるものと認むべきである。

我々は先づ、斯くの如き組織を有するロカルノ諸條約の保障目的が何であるかを、關係條文に根據して論究しなければならぬ。ロカルノ會議の最終議定書に依れば、其の目的には二個のものを數へ得る。即ち其の一は、各國民をして戰爭の災禍を免れしむるの方法を共同の合意に依り組織することであり、他の一は、諸國家中の或る國の間に生ずることあるべき一切の紛争に對して、平和的處理方法を設くることである。特に上述せる諸條約の實施が諸國民の間に精神的安堵を齎すに資する

こと大であると共に、人民の利益と感情とに基いて多くの政治的及び經濟的問題を解決することを著しく容易ならしめ、又歐羅巴の平和及び安全を鞏固ならしむることを意圖したのである。而して地域的協定としてのロカルノ條約は此等二個の目的の實現の爲めに、從來國際紛争の中心たりし特殊の地域に適切なる安全保障の方法として締結せられ、上述せる諸條約を最終議定書の附屬書として有するに至つたのである。

第一に、我々はロカルノ最終議定書附屬書中、最も重要な意義を有する附屬書A即ち五國間の相互保障條約の規定に基いて、其の提供する安全保障の方法を論究しなければならぬ。萊因協定は獨逸國の西部國境を中心とする安全保障條約であり、其の五締約國は、法律上二個の異なる地位に置かれてゐる。何となれば、該地域に對して直接地理的關係を有する國家と、政治的關係のみしか有しない國家とは、其の地域の安全保障に關して異なる責任、異なる義務を有し、従つて異なる法律上の地位に立たなければならぬからである。此の地域に於て最も重大、且つ複雑な利害關係を有する國家は、云ふ迄もなく獨、佛、白の三國である。此等の國家は、相互に國境を接してゐる。且つ其の過去の歴史は、此の地域を中心として、複雑なる政治的、軍事的關係を展開したのである。國際紛争は屢々之を中心として發生し、若くは發生の危險を有した。而して此の客觀的事實は、三國の安

全保障條約に對する地位に、至大の關係を有するに至るものである。其の不可侵、保全に對する關心は、各國共極めて大である。従つて其の安全を保障するに就いて、此等の三國が主要なる地位に立つことは事理極めて正當であり、理解し易い所である。然らば何故英伊二國が、直接には國境關係なき、此の地域の安全保障條約に共同保障國として參加してゐるのであるか？英國が特定の時期に於て一般的保障の方法を採用せむとしたことは、上述した所に依つて明かである。此の事實にも拘らず、ヂュネーヴ議定書は主として英國の反對に基いて拋棄せらるゝに至つたのである（十八）。従つて英國は當時、西部歐羅巴に於ける平和の確保せらるゝことに關しては、多大の責任と關心とを有する地位に在つた。且つロカルノ諸條約の目的とする安全保障は、單に接壤國のみに利害關係ある性質のものではなく、一般に全歐羅巴の平和と密接の關聯に立つことは、例へば世界大戰の發生と自耳義保障條約との關係のみを考慮しても明瞭である。英國政府が三國間の政治的關係の安定を熱心に希望するのは、此の二重の事由が存在するからである。而して英伊二國の共同參加に依つて其の保障が、局部的協約に對して一般的保障と共通なる要素を供與する結果となつたのである。伊太利に關しても亦、略之と同様のことが云ひ得らるゝであらう。西部歐羅巴の平和が確保せられ其の領域上の現状が維持せらるゝことの必要は、ヴェルサイユ平和條約に於ては必ずしも領域的には

有利な地位を占め得なかつた伊太利に對しても亦同様である。西部歐羅巴、特に獨佛間の平和が破るゝことは、伊太利に對しても亦大なる脅威たらざるを得ない關係がある。何となれば、それは直ちに中央歐羅巴へも波及して、其の安全を脅かし、ダニューブ諸國家と伊太利との關係に影響を及ぼし、終にバルカン及び地中海に對する其の政策の遂行をも阻止する危険を多分に包藏するからである。加之、伊太利は大戦後の國內的復興に對しても、其の社會運動の推移に依つて一時阻止せらるゝ傾向に在つたのであるから、其の秩序の脅かさるゝことに對しては常に極度の警戒を怠らなかつた。特にフアシスモ政權の諸計畫諸事業は、國家秩序が國際政局の影響を受けて動搖することを到底許容し得なかつた。斯くの如く英伊二國は、西部歐羅巴の安全と自國の安全とを、不可分の關係に於て結合したのである。故にロカルノ諸條約は此の意味に於て、全歐羅巴安全保障機構の最も重要な部分を構成しなればならなかつたのである。

（十八）英國の態度は、一九二三年の相互援助條約案の當時とヂュネーヴ議定書及びロカルノ諸條約の當時とに於ては、必ずしも同一ではなかつた。前の場合に於ては、特殊の局地的協約の方法よりも、寧ろ普遍的條約の形式が選ばれたのである。

然るにヂュネーヴ議定書當時に於ては、斯くの如き一般的性質の保障條約に依つて問題を解決すること、特に其の信賴の程度著しく異なる諸國家をも含めて義務的仲裁裁判制度を採用することに對しては、強く反對したのである。英國は斯かる一般條約よりも、寧ろ一九二三年の相互援助條約の形態を選んだのである。

ロカルノ諸條約は此の意味に於て、一九二三年の相互援助條約とデュネーヴ議定書との中間に立ち、其の異なる方法を綜合する地位に在つた。特に一九二三年の相互援助條約に於けるが如く専ら戰勝國のみを包含する條約が、信頼と相互依存とを基調とすべき安全保障の爲めに最善の方法でないことは明かである。特定地域の安全は、其の地域に對して最も重大なる關係を有する國家を除外しては、到底之を實現するに不可能である。デュネーヴ議定書も、獨逸を未だ聯盟國として有せざる當時であつたから、其の提供する保障には、重大なる缺陷が存したのである。ロカルノ諸條約が前二者の中間的地位を占め且つ二重の性質を有するに至つたのは、主として此の事由に基く。此の點にロカルノ諸條約、特に其の萊因協定の有する最も重大な特質が窺はれる。それは從來の同盟條約等とは異つて、安全保障の問題を利害關係國家中の一方の諸國家のみに委すことをしなかつた。却つて、西部歐羅巴の平和と秩序との維持せらるゝことに對して直接重要な關係を有する總ての國家を包含する局地的却約を締結することが、合理的であり必要であると主張せられたのである。而して此の點に、同協定が一方に於ては相互援助條約案と異ると共に、他の一方に於てはデュネーヴ議定書とも亦著しく異なる特徴が認められる。それは歐羅巴に於て屢々紛争の中心となつた地域に於ける平和を、集合的基礎に於ける援助保障の形式に依つて確保するの必要を認め、其の實現の手段

として獨、佛、白、伊、英の五國に依る安全保障條約の締結を企圖したのである。即ち此等の條約は、此の地域に關して世界大戰の災禍を被つた諸國民の抱壞する安全及び防衛の希望を満足せしむることを主要なる目的となし、其の手段として提供せらるゝ保障は、一切の關係署名國に對しては、國際聯盟規約及び右諸國家間の現行諸條約の範圍内に於ける補充的保障たる性質を有することが宣言せられたのである（十九）。ロカルノ諸條約が獨逸を主要なる締約國の一に加へたことは、安全保障の基礎たる連帶に於て従前の諸安全保障條約と根本的に異なる點であつた。例へば、一九二三年の相互援助條約案に於ては、其の設定したる連帶は部分的であり、寧ろ古き攻守同盟的の報復の觀念を基礎としてゐた。又デュネーヴ議定書に於ける署名國中には獨逸が加つてゐなかつた點から見て同議定書の設定する連帶も亦、西部歐羅巴に於ける安全保障の上から論ずれば、一方的連帶たる性質を有してゐた。然るにロカルノ諸條約は、國際聯盟と密接な關聯を有する事實にも拘らず、形式上は其の外部に於て成立したる獨立の條約である。而して此の點に於ても他の條約とは異なる同諸條約の特殊なる地位が規定せられてゐるのである。

（十九） Preamble du Traité de Garantie mutuelle entre l'Allemagne, la Belgique, la France, la Grande-Bretagne et l'

Traité, fait à Locarno le 16 Octobre 1925 (Recueil des Traités, vol LIV, 1926-1927, p. 290).

ロカルノ諸條約特に其の最も重要な萊因協定は(二十)、從來動もすれば佛、白二國の假想敵として考へられてゐた獨逸を共同保障國の一に加へた。それは從來の多くの軍事的政治的同盟條約とは、其の形式をも實質をも著しく異にしてゐる。後述する如く、共同の責務としての保障義務は、此の條約を諸平和條約との關係に於て重要な地位に置いた。條約の地位は、獨逸に對しての對立的協商の方法より、獨逸との共同保障條約の義務に變つたのである。此の點に、一方に於て佛蘭西の正當なる安全保障に對する要求を貫徹せしむると共に、他の一方に於てヴェルサイユ平和條約に依る諸義務特に獨逸と國際聯盟との關係を中心としての萊因協定の建設的意義が認められなければならぬのである(二十一)。

(二十) 萊因協定はロカルノ諸條約の中軸である。他の諸條約は之を中心として組織せられてゐる。ポリティスは之を其の「體系の樞軸」*le pivot du système*と呼んでゐる。Politis, *Les accords de Locarno* (Revue de droit international et de législation comparée. 1925. t. VI. P. 719.

(二十一) 英國政府の意圖する所は(一)獨逸國をも包含する總ての利害關係國家の參加にて依て此の條約が締結せられ、從て特定の一國に對するブロックの形成を目的とする條約でない事を示さなければならぬと共に、(二)同條約と聯盟規約とを關係せしめ、それが聯盟の外部に於て締結せらるる獨立の條約たるに拘らず聯盟の全活動と政策とを支配する諸原則の下に服せしめらるゝことを要すると云ふ二點であつた、此の點に於てロカルノ萊因協定と聯盟規約との密接なる關聯が可能とせられる。

第一の保障態様

萊因協定の保障目的は條約に従へば、獨、佛、白間の領域の現状維持を目的とする不侵略及び條約の違反ある場合の相互援助義務の二大原則を中心として達成せらるべきものと規定せられてゐる。而して其の不可侵は、主として領域に對する現状維持 *status quo territorial* の形態を採る (二十二)。従つて之に基く諸義務は、國際法に於ける現状を尊重し、其の保全を目的とする義務として現れる。之れは現状の不法不當なる變更を排除することであり、専ら靜的狀態に於ける安全の保障である。萊因協定は此の不可侵義務の對象として、二個のものを擧げてゐる。其の (一) は獨逸西部國境尊重の義務であり、其の (二) は萊因武裝解除地帯の不可侵義務である (二十三)。

(二十二) 現状の維持は、必ずしも領域にのみ關するものではない。其の政治的獨立に對する不可侵をも包含し得る。又それは、不作爲のみに依つて現るゝものではない。現状維持の爲めの積極的行爲が豫想せられる。

(二十三) 萊因協定第一條は、(一)に關しては一九一九年六月二八日ヴェルサイユに於て署名せられたる平和條約に依り、又は同條約の實施に依りて定められたる獨逸國、白耳義國間及び獨逸國佛蘭西國間の國境を基礎とする領土上の現状維持を、其の(二)としては、武裝解除地帯に關する右條約第四二條及び第四三條の規定の遵守を掲げてゐる。Art. 1. *Traité de Garantie mutuelle*, loc. cit. p. 292.

要するに、現在の關係國領域に關する現状の維持を義務として設定したる萊因協定第一條の規定

は、同條約の中核を形成する重要な規定である。何となれば、此の領域に關する不可侵の義務の相互的承認に依つて、萊因地方即ち獨、佛、白三國の國境地方の現状が維持せられ、鞏固なる安全保障の方法が可能とせられたからである。故に此の規定に依つて、ヴェルサイユ平和條約の領域規定中の獨、佛、白三國に關係するものは著しく鞏固せられ、強大な保障を有するに至つた。且つ此の不可侵の原則の宣明に依つて、ロカルノ條約は、其の特殊の補充的條約たる性質を明確に指示した。故にビショップは此の原則を萊因協定の主要機構であると呼んでゐる(二十四)。

(二十四) 彼は第一條の規定は同條約の *the main Scheme* であると稱して其の原則の重大なる價値を指摘してゐる。W. Bisschop, *The Locarno Pact* (The Transactions of Grotius Society, 1926, Vol. XI. p. 95).

各別及び共同保障の對策は、條約の規定に従へば(一)國境の現状維持(二)該國境の不可侵(三)武装解除地帯に關する規定の遵守の三を包含する。即ち此の場合に總ての締約國は、保障せらるゝ對象との關係に於ては、決して平等ではなく、二群の國家は各異なる法律的地位に立つ。(一)及び(二)の事項に關しては、締約國中獨、佛、白三國は同一の法律的地位に立つて其の現状維持に努め、且つ其の國境不可侵に關する不作爲義務を負擔してゐる。然るに(三)に對しては獨逸國がヴェルサイユ平和條約に依つて課せられたる特殊の義務である關係上、消極的國際地域の義務國

は獨逸一國のみであり、佛、白二國は斯かる法律狀態の維持せらるゝことを要求する權利を認められてゐる。而して萊因協定第一條は、此のヴェルサイユ條約に依つて設定せられたる特殊地位を維持すべきものとして、共同保障の義務を設定したのである。特に英、伊二國の保障義務の内容は、上述三國のそれとは法律上著しく異つてゐる。其の地域に關する作爲不作爲の義務が二國に對して直接に要求せられてゐるのではない。二國は、單に三國間に斯かる法律狀態の維持せらるゝことを保障するのみである。何となれば、事物の普通の狀態に於ては、此の國境に關する規定に對する違反行爲を英、伊二國が行ふことを想像し得ないからである。換言すれば、獨、佛、白三國の保障義務の内容は英、伊二國のそれに比して著しく加重せられて居り、三國は此の點に關して保障の主動的地位に立つものである點に注意しなければならぬのである。其の連帶は二重であり、各締約國は數個の異なる保障客體を保障する地位に置かれてゐるのである（二十五）。

（二十五） シントルuppの如きは、此の場合には二種の保障を有する定型的事例であると稱してゐる。K. Strupp, Das Werk von Locarno, 1926, S. 103-Art. 1. *Traité de Garantie mutuelle etc.* loc. cit. p. 292.

然らば此の保障義務は如何なる態様に於て履行せらるべきであるか？條約は「各別に及び共同に保障すべし」（——*Garantissent individuellement et collectivement*）と規定してゐる。而して此處に保

障對象及び保障態様の二個の問題が展開する。保障對象の單一でないことに關しては上述した。此の異なる保障の客體に對して、各別に及び共同に保障する義務が存在するのである。各締約國は、條約の規定に從つて保障義務を單獨的にも負擔すると共に、共同動作に依つても亦之を保障しなければならぬ。上述せる三個の保障對象に對しては、保障義務は各別に且つ共同に履行せらるゝのである。而して萊因協定の保障規定の特殊性は、此の點に著しく現れてゐる。法律上は、條文の指示する如く各締約國は相互に保障國であると共に、被保障國である。然し萊因地方の特殊なる地理的軍事的條件に從つて、實際上被保障國たる資格の強く現るゝのは、獨、佛、白の三國である。此等三國の被保障國としての地位には、少くとも法律上はヴェルサイユ條約第四二條及び第四三條の特殊義務を除けば、著しく異なる點を有しない。然るに英、伊二國は、被保障國たることよりも、寧ろ能動的なる保障國としての地位を強く指示して居り、且つ此の點に重點が置かれてゐるのである。條文上は各締約國の保障態様は、「各別に及び共同に保障すべし」とあつて、一應は平等の如く考へられる。然しそれは常に、萊因協定第二條以下の規定する所に從つて保障せらるゝことを要するのである（二六六）。從つて又、其の保障が即時であり、絶對に義務的であるか、或は任意的であり時期に關しても即時でなくして相當の考慮準備の期間の後に行はれ得るか等の點は、場合に依つて

異り得るのである (二十七)。

(二十六) 保障が如何なる態様に於て行はるゝかは第二條以下の規定に依つて定るのである。

(二十七) *Politis, Les accords de Locarno (Revue de droit international et de législation comparée, 1925, p. 721-722.)*

故に若し假に萊因協定第一條の保障義務に違反する場合に於ては後述すべき同條約第四條の規定とは獨立に他の諸國は第一條の規定する所に従つて或は單獨に或は共同に援助する爲めに行動することを要するとの見解は (二十八)、條約全體の關係より考慮して疑問の餘地あるものと云はなければならぬ。保障態様は第二條以下の規定に従つて常に特定の方法を通じてのみ定まるものと認めなければならぬと共に、其の發動の態様も亦決して同一ではない。第一條の違反の場合に第四條とは獨立なる援助方法の適用せらるゝことを認めるとするのは、條文全體の關聯上困難たるを免れな

5。

(二十八) シュトルップは例へば獨逸が陸上、海上又は空中より佛蘭西を攻撃するか又は武装解除地帯へ侵入することあるべき場合の事態に就いて論じ、此の場合には第四條とは獨立に第一條の明確なる規定に基き英吉利及び伊太利二國は他の共同保障國の行動を考慮することなく、各自に又共同に援助の行爲に出づる義務を負担するものであることを主張してゐる。

Strupp, op. cit. S. 104. 然し此の見解は、第一條と第四條との關聯上支持するに困難である。

第一條の保障義務を完全に履行する爲めには、締約國中其の地域に對して特別の關係を有する國

家の或る特殊の行動が必要として要求せられなければならぬ。萊國協定は此の點に關しては、攻撃的戰爭の一般的禁止の方法を採用してゐる。而して條約の明文上此の義務を課せられてゐるものは總ての締約國ではなく、主として獨逸國と白耳義國及び獨逸國と佛蘭西國間の關係に限られてゐることに注意することを要する（二十九）。條文上は英伊兩國は單に此の 不侵略義務の履行を保障し、特定の場合に之に對して援助を提供する義務を有するに過ぎないのである。

（二十九）然し此のことは、英伊二國の關係に於ては不侵略義務が全然存在しないことを意味するのではない。地域的協定として攻撃的戰爭の一般的禁止がロカルノ條約の基礎となつてゐることは否定し難いのであり、其の限りに於て英伊二國も亦其の禁止を認めてゐるのである。

此の義務は現状維持及び領域の不可侵に對する總らゆる侵害の排除の形式を取つてゐる。即ち獨逸國及び白耳義國並に獨逸國及び佛蘭西國は、孰れの一方よりも攻撃又は侵入を爲さず、且つ如何なる場合に於ても戰爭に訴へざることを義務として相互に約束してゐるのである（三十）。

（三十） Art. 2 alinéa 1, Traité de Garantie mutuelle etc, loc. cit. p. 292.

斯くの如く萊因協定に於て獨、佛、自三國間に一般的に禁止せられたる行爲は、攻撃、侵入及び戰爭の三である。故に領域に關しても單に國境地方の不可侵のみならず、如何なる場合に於ても攻撃

戦争に訴へざることを義務としたのである。但し特定の事情の存在する場合に於ては、戦争に訴へざることに關する此の義務は存在せざるに至る。條約は其の場合として次の如き三個の事態を列記してゐる (三十一)。

(三十一) 條文上は第二條第一項は單に戦争に訴へざること、規定してゐる。然し第二條第二項との關係上それは攻撃的戦争を専ら指示するものであること明かである。尙ほポリテイスは此の場合を四個の例外を三個の範疇に分類して説明してゐる。條文上は三個の場合として獨立の項に規定せられてゐる。Politics, op. cit. p. 719-720.

第一 正當防衛の權利を行使する場合

第二 國際聯盟規約第一六條の適用に依り行動する場合

第三 國際聯盟の總會若くは理事會の決議に依り又は國際聯盟規約第一五條第七項の適用に依り行動する場合

第一の防禦的戦争を包含する例外を許容したることは、國際法に於ける攻撃的戦争と防禦的戦争との區別が支持せられ、之に對する法律的效果の著しく異なることを指示するものである。故に上述せる如き二者の間の區別が實際に於て消滅するに至るとの見解は、萊因協定に關する限りは肯定するに困難である。寧ろ此の場合に於ても正當防衛に依る戦争の國際法上の重要な權利たることが

確認せられ、只だ其の客觀的基準の問題が展開せしめられてゐるに過ぎないのである（三十二）。

（三十二） 此の點に關しては保障制裁に關して後述する場合に論及す。 Art. 4, *Traité de Garantie mutuelle etc.* loc. cit. p. 292.

斯くの如く萊因協定は正當防衛の權利の行使の場合に關して規定を設け、防禦的戰爭の許容に關して特定の客觀的基準を設定してゐる。其の（一）は第二條第一項の約定の違反又は前記ヴェルサイユ條約第四二條若くは第四三條の明白なる違反の存在する事實（二）は右の違反が挑發せられざる侵略行爲たり且つ武装解除地帯に於ける兵力の集合に因り即時の行動を必要とすることである。此等の條件の具備する場合に於ては、締約國は右の違反に對抗する爲めに自由なる行動の權利を有する。而して其の發動は専ら自己の獨立なる判斷に基き、且つ自己の責任を以つてする認定に基いて行はれる。従つて此等の事由の存在する場合に於ては、締約國は事情に依り自由なる判斷を基礎として第二條第一項の禁止規定以外の範圍に立ち、戰爭に訴ふることを妨げない。勿論萊因協定第二條第一項第一號は、正確には攻撃的戰爭の存在のみに直接觸れてゐるのではない（三十三）。違反の範圍は更に廣く、少くとも四個の場合を豫想し得るのである。然し孰れにせよ、此の場合に於ては締約國は條約上戰爭に訴へざることの制限から解除せられてゐるのである（三十四）。換言すれば

其處には攻撃的戦争に關する定義乃至は具體的なる攻撃的戦争の存在の事實は指示せられてゐるのではない。それにも拘らず、報復的手段としての戦争が許容せられ、正當防衛の權利として防禦的戦争に訴ふることは當然に豫想せられてゐる。而して此の點に萊因協定が安全に關して設定したる法律制度の重要なる特徴が看取せられる。

(三十三) 條約第二條に従へば、ヴェルサイユ平和條約第四二條若くは第四三條の明白なる違反が存在し、而も其の違反が挑發せられざる侵略行爲たと共に、武装解除地帯に於ける兵力の集合に依つて即時の行動を必要とする如き場合に於ては、未だ戦争の事實が存在せず又は認定せられざるにも拘らず、他方の國家は正當防衛の權利の行使として戦争に訴ふることを得るに至るのである。

(三十四) 條文は「右規定は左の場合に之を適用せず」*Toutefois cette stipulation ne s'applique pas s'il s'agit:* と規定してゐる。此の點に第二條第一項の禁止と第二條第二項に依る禁止の解除との間には、内容的に均衡を失し解釋に疑問を生ぜしむる餘地がある。此の場合には防禦的戦争を許容する方法と共に、報復又は復仇に依る違反行爲(侵略)の排除の方法も亦可能である。ウェーベルグは、單なる軍事的占領及び武装解除地帯に關する規定に對する抵觸のみに基いて防禦的戦争を許容すべきでないことを主張してゐる。彼は最後の瞬間に於ても戦争は回避せられ得る場合の存在することを事由として、戦争を誘發する危険ある自由行動に依つて安全保障を企圖することの却つて其の目的に背馳する危険を考慮したのである
Stupp, *Der Pakt von Locarno*, (*Wörterbuch des Völkerrechts und der Diplomatie*, Bd. III, S. 986).

此等二個の規定の間に存在する不均衡は、報復又は復仇の制度に共通なる均衡の原則を考慮する

に依つて修正せらるゝことを要する。特殊なる保障客體を有する萊因協定の地域的規定と雖も、此の點に關する國際法の一般原則から全く逸脱することを許されてはゐない。特に Westpakt の精神が此の均衡を要求してゐることは、安全保障の全機構より考慮して明瞭である。ウエベルグは此の西部協定の精神より考案して、不當に過大な報復を抑止すべきであるとの考慮と雖も、上述せる大なる自由行動の權限の附與に伴ふ危険に對しての危惧を消滅せしむるものではないと論じてゐるが(三十五)、此の危惧は實際に於ては防禦的戰爭の開始又は總ての自助的方法に内在する所であると云はなければならぬ。而して此處に侵略又は侵略行爲と排發せられざる侵略行爲とに關する國際法上の概念が規定せられるのである。

(三十五) Weiberg, Der Pakt von Locarno, loc. cit. S. 986.

既に萊因協定第二條第二項は特殊の事態の存在する場合に於て締約國の一方の防禦的行爲に關して自發的、一方的行動の廣き自由を許容してゐる。故に其の行使に當つて、均衡に關する程度上の限界ある事實を認めなければならぬことは勿論であるとしても、其の發動に際して關係國家に認めらるゝ行爲の一方的判斷の自由、其の一方的性質をも一般に排除することは不合理であると共に自衛の事態上實際に於ては困難である。侵略の行爲と同様に防禦の行爲も亦、此の一方的性質に依

つて特徴づけられて居り、其の事前の一方的認定の許容は、正當防衛行爲を許容する限りは之を認めなければならぬ。蓋し侵略行爲のみに限らず、一方的性質は他の多くの國際法上の自助的行爲に於ても亦、共通に存在する所だからである。既に侵略行爲を定義するに當つてパークは、戰爭のみが法に従つて當事國の一方が、他方に對して一方的に實力を行使し得る唯一の法律制度ではない事實を指示してゐる。緊急行爲、復仇、干渉、執行、制裁及び他の自助的行爲の中に於ても亦、同様の權能が認められてゐるのである(三十六)。而して萊因協定第二條第二項は、此の侵略と防禦との一方的性質を、一應は共に認めてゐるのである。只だ後述する如く第四條の場合に於て、侵略事實の存在の認定に關して、國際的機關の介入を豫想し、其の一方的性質に對して客觀的、集合的認定の手續を設定せむとしてゐるに過ぎない點に於て異なるのである(三十七)。

(三十六) J. Cavel Baak, *Das völkerrechtliche Problem des Angriffes* (Zeitschrift für öffentliches Recht, 1927, Bd. VII, S. 370-372.)

(三十八) Art. 4. *Traité de Garantie mutuelle etc. loc. cit.* S. 292-294.

挑發せられざる侵略行的の何たるかは第四條と關聯するが故に、保障制裁の發動の爲めには、其の概念が明確にせられなければならないのである。然るに萊因協定は此の點に關しては、何等詳細

の規定を設けてゐない。只だ正當防衛の權利が發動する場合に（一）他の一方の國家よりの攻撃、侵入若くは戰爭に訴へたる場合と（二）武裝解除地帯の規定に對する明白なる違反が挑發せられざる侵略行爲たり、且つ同地帯に於ける兵力の集中が、即時の行動を必要とするときの二個の場合を分ち得ると共に、此等の場合には即時の實力行使が適法なるものとして許容せられてゐる事實に注意しなければならぬ。それは要するに、違反の事實が明白なる客觀的の基準に依つて認定せられ得る場合である。故に此の事情の存在せざる場合に於ては自衛權に基く防禦的戰爭の開始は、從來の國際法に於ける法律制度とは異なる規定の下に置かるゝに至つた。萊因協定第四條は此の點に關して締約國の準據すべき基準を設けてゐる。即ち若し締約國にして第二條の違反の事實を認めたる場合——孰れかの一方より攻撃、侵入又は戰爭に訴へたる事實——に於て右の事實が挑發せられざる侵略行爲に屬せず、且つ武裝解除地帯に於ける兵力の集合に依つて即時の行動を必要とせざる如き場合には（三十八）、該締約國は右の問題を直ちに國際聯盟理事會に付託しなければならぬのである。換言すれば斯かる事態に於ては、從來とは異り即時の實力の行使が制限を受けてゐるのである。

（三十八）條約は「違反の行はれたること又は行はるゝことを認むるとき」と規定して、既に違反の行はれたる後の場合と現に行はれつゝある場合とを區別し、其の孰れの場合に於ても上述の條件存在せざる限りは之を國際聯盟理事會に付託すべき

ものと爲してゐる。

此の付託に基く審査の結果國際聯盟理事會が右の違反の行はれたる事實を認定したるときは、同理事會は其の旨を遲滞なく本條約の署名國に通告することを要する。而して右の通告に基き署名國の各は、其の場合に於て違反行爲の向けられたる國に對して直ちに援助を供與すべき義務を負擔してゐるのである（三十九）。然るに、此の場合に如何なる時機に於て違反の向けられたる國家が防禦的戰爭を開始し得るかに就いては、別段の規定が設けられてゐない。只だ他の締約國が援助を行ひ得ることに關しての規定が存在するのみである（四十）。然し此の援助が軍事的援助を包含することに關しては、疑問がない。それは戰爭をも包含する。従つて此の場合には、理事會が違反の事實ありとの認定を行ひたる時以後、總ての締約國は軍事的行動に出で得るのであり、防禦的戰爭の行爲に關しても全く同様である。加之、締約國の各に對しても亦重大なる法律的效果が發生し、他の總ての締約國は第二條の明白なる違反又はヴェルサイユ條約第二條若くは第四三條の明白なる違反の存する場合に於て右の違反が挑發せられざる侵略行爲たること且つ國境の侵破、敵對行爲の開始又は武裝開除地帯に於ける兵力の集合に因り即時の行動を必要とすることを認めたるときは、右の違反の向けられたる國に對して直ちに援助を與ふべき義務を有するに至るものである（四十一）。

(三十九) Art. 4 alinéa I-II. Traité de Garantie mutuelle etc. loc. cit. p. 292-294.

(四十) 條約には「締約國は」とある。従つて總ての締約國が豫想せられてゐる如くであるが、實際に於ては違反の向けられたる國家に對して援助が提供せらるゝのであるから、此の援助義務は主として違反の向けられたる國家を除く他の締約國に關係する義務である。

(四十一) Art. 4 alinéa III. Traité de Garantie mutuelle etc. loc. cit. 294.

此の第四條の規定に従つて締結國の援助義務は二個の態様に於て履行せられる。即ち其の(一)は理事會が違反の行はれたること若くは行はるゝことを認定したる場合であり、其の(二)は各締結國に於て即時の行動を必要とする事實の存在を認定したる場合である。此等二個の場合に於て締結國は各別に及び共同に援助の義務を負擔し、攻撃、侵入又は戰爭の犠牲となる國家を援助しなければならぬのである。問題は、専ら次の點に關して發生する。即ち正當防衛の權利を行使する場合として第二條第二項第一號が豫想する所の即時の行動を必要とする事態に關してである。此の場合には攻撃、侵入又は戰爭に訴ふることの禁止の規定は適用せられないのである(第二條第二項參照)。従つて此の事態を確認したる締約國の一方——此の場合には違反行為の向けらるゝ國家——は、直ちに對抗の爲めの行動に出で得べく、且つ其の行動が攻撃、侵入、戰爭を包含するものであることは第二條第二項第一號と第二條第一項との關係より見て明白である。問題は自衛の必要上即

時の行動に出でたる後に於て、自衛權行動に出でたる國家が其の事件を更に理事會に付託すべき義務を有するや否やの點に關してある。萊因協定には直接に此の問題を解決する條文は存在しない。ウェーベルグは此の場合に於ても亦、理事會に付記することを必要とする論じてゐる。従つて其の結果若しも理事會が違反の事實の存在せざることを認定したるときは、既に行動を開始したる國家の行爲は爾後自衛權行爲として認められざるに至るのではないかの疑問が可能である。彼は此の點に關して、ロカルノ萊因協定の規定に劃期的な意義を認めてゐる。彼は從來の國際法に於いて無制限であつた自衛權の行動範圍がロカルノ條約に依つて制限せられ、防禦的戰爭を行ふの權利に或る法律的限界の認めらるゝに至つたことを主張してゐる。即ち締約國は最早攻撃的戰爭の存在の事實を獨自には認定し得ざるに至つたのであつて、他の國際的機關の介入に待たなければならぬことをロカルノ條約の特徴であると主張してゐる。従つて此の場合に攻撃の犠牲となりつゝある國家の爲し得る所は、彼に従へば、直ちに防禦的戰爭に訴ふることはない。却つて聯盟理事會の決定ある迄は、單に軍事的防禦を以つて其の事態に對抗し得るに止まると論じてゐるのである。彼は其以前に於ては正當防禦の權利を行使して攻撃又は侵入或は戰爭に對抗し得るにも拘らず、其以後に於ては自國が直ちに防禦的戰爭に出づることを得ざるに至るものであると主張してゐるので

ある（四十二）。

（四十二） H. Wehberg, op. cit. S. 984.

然し、此の見解はロカルノ諸條約の特定の事態に關しては妥當するが、一般的には到底之を支持すること困難である。第一に正當防衛の權利を行使することの認めらるゝ例外の場合には第二條第一項の規定が適用せられない結果となること、上述せる如くである。換言すれば、第二條第二項第一號の事態の存在する場合に於ては、締約國は攻撃又は侵入を爲さず且つ如何なる場合に於ても戰爭に訴へざることの約束から解除せられてゐるのである。故に場合に依つては、自國も亦攻撃、侵入又は戰爭の行爲に訴へて對抗し得るに至るものと認むべきである。此の權利は特定の事態の下に於ては、各國の有する正當なる權利として發動し得なければならぬのである。防禦的戰爭は従つてロカルノ萊因協定の下に於ては、二個の態様の下に開始せられ得ることが豫想せられてゐる。其の一は、攻撃、侵入又は戰爭の犠牲となつた國家が第二條第二項第一號の規定に基いて直ちに自衛の行動に移つた場合である。此の場合には、明白なる違反の事實が存在するのである。従つて防禦的戰爭の開始は、其の行動の開始の必要を決定した國家自身の完全なる權限内の事項である。ウェーベルグが此の場合に於ても、單なる軍事的防止のみに止まり防禦的戰爭の開始は一に國際聯盟理事會

の決定を待つことを要するものゝ如く論じてゐるのは、條約の正文上も正確ではない。明白なる違反の存在する此の場合は、明かに攻撃、侵入、戦争の禁止規定の外に置かれてゐる事態である。故に此の場合に於ては違反の向けられたる國家は、事態如何に依つては直ちに戦争にも訴へ得るものと云はなければならぬ。換言すれば、此の條件の具備する場合に於ては、攻撃的戦争の存否に關する認定を豫め聯盟理事會に付託すべき義務は、違反の向けられたる國家に對しては存在しないのである。防禦的戦争は、該國家の一方的認定に基いて開始せらるゝのである。只だ第四條第一項の規定に依り、締約國が第二條の違反の行はれたること又は行はるゝことを認むるときは、問顧を直ちに聯盟理事會に付託する義務が存在するのみである。故に此の程度の事態に於ては、其の決定を待つて始めて正當防衛の權利を行使し得るのであり、之と事態を異にする上述の場合に對しては豫め付託の義務が存在するのではない（四十三）。

（四十三） ウェーベルグは此の場合に正當防衛除に依る防禦的戦争の開始を、一に理事會の決定に依存せしむることを主張してゐる。此の考が當時或る人々の間に存在したことは事實であり、之に基いて防禦的戦争に關する規定を設けようと試みたことも事實である。然し第二條の違反の場合には、其の法律的效果は二重の性質を示してゐる。即ち一方に於ては、正當防衛の權利を行使し得るのである。他の一方に於ては、之を理事會に付託して其の認定を求むべき義務が存在するのである。

Art. 4. *Traité de Garantie mutuelle etc.* loc. cit. p. 292-294.

ロカルノ萊因協定の最も特徴ある點が、正しく此の法律制度の中に存在するのである。第四條第二項は理事會が右の違反の行はれたることを認定したる場合に、署名國の各は其の場合に於て違反行爲の向けられたる國に對して直ちに援助を與ふべき義務の存在することを規定してゐる。而して此の場合には上述せる緊急且つ明白なる違反の存在する場合は異り、單に違反事實の存在が推定せらるゝに過ぎない場合である。故に此の場合に於ては防禦的戰爭の開始せらるゝ爲めには、條約上其の前提たる違反事實の認定に關して、二段の段階手續を経過すべきことが規定せられてゐる。其の一は、締約國が條約違反の事實ありと思惟する場合である（四十四）。條約は此の場合には、直ちに自衛行動に移ることを許容してゐない。其の締約國は先づ違反の問題を理事會に付託すべき義務を負擔してゐる。第二段の段階は、理事會に於ける審査認定である。此の場合には、付託を受けたる理事會が違反の事實の存在を認定したる場合に於て始めて、事件は法律上防禦的戰爭を許容する状態に置かれる。故に第二條第二項に基いて一方に於ては違反の爲めに侵害を受くる國家は直ちに防禦的戰爭に移り得ると共に、他の一方に於ては第四條第一項に基き總ては締約國は違反行爲の向けられたる國家に對して、直ちに援助を供與すべき義務を負擔するに至るものである（四十五）。

（四十四） 條文には「締約國」とある。故に單に違反の向けられたる國家に對してのみ此の付託の義務が存在するのではない。

總ての締約國に對して付託の義務が存在するのである。

(四十五) 條文には *Si l'une des Hautes Parties contractantes estime qu'une violation etc.* と規定してゐる。之は主觀的に違反事實の存在を推定した場合であり、客觀的に違反事實の存在に疑問のない第二條第二項の正當防衛の場合とは事情を異にするのである。

然るに此の付託の結果は實際に於て極めて重大なる展開を豫想せしめる。何となれば此の推定の場合には、後に理事會の認定が之を覆し得ると共に、其の認定に基いて始めて防禦的戰爭及び援助が開始し得るに至るからである。シュトルプは此の場合の違反を「單純なる違反」"einfache Verletzung" と呼んで他の場合と區別してゐる(四十六)。該國家のみならず、他の締約國も亦此の認定を待つて始めて援助義務を實際に履行しなければならなくなる。此の意味に於て第四條第一項及び第二項の違反は二重の段階に於て異なる認定主體を包含するものであり、第二條第二項の場合とは法律上其の効果を異にするものと云はなければならぬ。第四條の場合には、第一次の認定は締約國の一方を行ひ且つ理事會に付託する義務を負ふものであり、第二次の認定は付託に基いて理事會が之を行ふ。而して此の二個の認定が一致した場合に於て始めて防禦的戰爭が合法的なものとなり之に對する他の締約國の義務が具體的のものとなるに至るのである。

條約の規定に従へば「締約國の一が」とあり、違反認定の主體は必ずしも違反の向けられたる國家と限定せられてゐない。故に直接に紛争に關係ある國家以外の他の締約國に對しても亦々此の付託の義務が存在するのである。違反の向けられたる國家が此の義務を有すると共に、權利をも有することは勿論である。此の點に攻撃、侵入、戦争の如き事實が單に其の關係當事國のみの利害關係事項として止まらず、他の總ての締約國の關心事である國際連帶の事實が示されてゐる。且つ此の二重の手續の慎重なる行使に依つて、防禦的戦争の開始に對する相當の期間を置いたことは、他の效果として紛争の平和的解決への道を拓くものと云ひ得る。ル・フール教授は此の紛争解決の手續を稱して戦争に關するモラトリウムの原則と呼んでゐる。彼は此の制度の重要なる意義を指示して其の紛争解決方法の上に有する効果を明かにしてゐる（四十七）。

(四十七) *Moratorium de la guerre* の原則に關して Louis Le Fur, *Précis de droit international public*, 1933, 2e éd. p. 266-267.

第四條に依つて防禦的戦争の開始の時期は理事會に依る攻撃的戦争の開始の時期は理事會に依る攻撃的戦争の存在の認定の事實に依つて決定せらるゝに至ることは上述せる所に依つて明かであるが、第二條第二項第一號の正當防衛の權利を行使する場合は之と稍事情を異にする。それは第二條

第一項の約定の違反又はヴェルサイユ條約第四二條若しくは第四三條の明白なる違反の存在する場合である。即ち此の場合には最早單なる推定ではなく、少くとも正當防衛權の行使を許容するに足る客觀的條件の明白に具備する場合である（四十八）。故に一應は即時に正當防衛の權利の發動を認めなければならぬ事態に在る。或る學者は、斯かる場合に於ても尙ほ理事會の決定を待つて始めて正當防衛の權利の行使を認むるのがロカルノ條約の根本觀念に合致する所であると論じてゐるが（四十九）、それは明かに不當である。何となれば、國內法に於ける正當防衛の理論を直ちに移して國際法に於ける自衛權發動の場合に適用することは事情の如何に依り必ずしも適切ではないけれども、二者に共通の原則は認めなければならぬ。然るに國內法に於ては、如何なる場合に其の正當防衛を權利づくる事態が存在するかの認定は、一應は其の場合に損害を蒙る危険ある状態に置かるゝ當事者の自由なる判断に委せられてゐるのである。只だ其の行使の後に於て、果して其の行動が正當防衛の成立を認むるに必要な條件を具備するや否やの點が客觀的に認定せらるゝに過ぎない。これは正當防衛なる事態そのものゝ性質より省みて、必要として要求せらるゝ所である。此の同一の事情は、國際法に於ても亦存在しなければならぬ。且つ其の法律組織、特に其の司法的機關の組織の尙ほ極めて不完全なる國際法團體に於ては、一層大なる程度に於て認めらるべき必要に在る。然

るに國內法の場合に於けるよりも其の條件を嚴重にして、客觀的權威の介入を豫め正當防衛の權利の行使に對して必要として要求せむとすることは、國際法團體の此の現實の事實を無視すると共に、自衛權行動を權利づくる正當防衛の客觀的事態にも適合せざるものである。何となれば、若し之に對しても亦客觀的權威の介入を必要とするならば、理論的には違反に依り侵害を受くる締約國は理事會が違反の認定を行ふ迄は、何等適切なる正當防衛の權利を行使し得ざる不當なる結果に陥る外はないからである。若しも總ての保障國の軍事的行動を許容し必要とする第四條第二項に基く理事會の認定ある迄は、違反の向けられたる國家は攻撃、侵入又は戰爭を排除し若しくは拒否し得ないものとすれば、其は國內法に於てすら要求せられざる多大の犠牲を國際法に於て被害者に對して要求するに等しく、正義と均衡との觀念に明かに背馳する結果となるからである。換言すれば、此の場合には直ちに防禦的戰爭に訴へ得るものと解するを一層適切なる見解と認むべきである(四十九)。

(四十八) 此の場合には違反は明白なるものと認められてゐる。其の違反に關する明澄の存在して客觀的に之を認定し得る場合、即ち明白なる違反 violation flagrant の存在する場合である。

(四十九) 例へばウェーベルグの如きは此の認定の存在する場合、即ち攻撃的戰爭の存在が理事會に依つて確認せられたる場合に始めて違反の向けられたる國家は防禦的戰爭に訴へ得るに過ぎないことを主張してゐる。従つて彼は爾後防禦的戰爭は幾分制裁的戰爭たる性質を具備するに至り各國家は理事會の此の決定を集体的に執行する國際的任務を負擔するに至るもの

である」と論じている。H. Wehberg, op. cit. S. 984. 然し此の見解は、確かに誤りである。防禦的戦争はロカルノ條約に於ては、明かに各國家の獨立の權利、正當防衛の權利として確保せられてゐる。それは決して、單に國際協同動作の一形態としての制裁的戦争としてのみ組織せられてゐるのではない。此の點に於て第二條第二項の場合を第四條の一般的の付託の義務を設定したる規定とは異なる特別規定として解釋するを正當とする。

要するに第四條第一項との關係に於て第二條第二項第一號の場合は、客觀的認定を前提せずして發動し得る正當防衛の權利であり、此の點に關して理事會の認定を前提條件とすることは、事態の性質に省み支持し難き見解である。此の場合は明白なる違反の存在する一の事例として、即時の行動が必要とせらるゝ場合である。第四條第三項に依れば、締約國の一角が本條約第二條の明白なる違反又はヴェルサイユ條約第四二條若しくは第四三條の明白なる違反を行ひたる場合に於ては他の締約國の各は右違反が挑發せられざる侵略行爲なること且つ國境の侵破、敵對行爲の開始又は武装解除地帯に於ける兵力の集合に因り即時の行動を必要とすることを認め得るときは右違反の向けられたる國に對して直ちに援助を與ふべき義務を有する、故に此の場合には認定權は、各締約國に對して與へられてゐるのである。即ち被害國も亦直ちに防禦的戦争行爲に出で得るものと云はなければならぬ。然るに此の事態と第二條第二項第一號に依る正當防衛の權利を行使する場合との間には、本質的に差異なきものであり、其の緊急の程度にも亦差異を認むるに困難である。シュトルップは此の前

の場合も特殊なる違反と呼んでゐる(五十)。然し締約國の各、従つて又被害國以外の總ての締約國が即時に援助を與へ得ることを認むるならば、被害國そのものに即時の對抗行爲即ち正當防衛行爲としての防禦的戰爭をも許容することは極めて正當なる事理である。故に此の場合には理事會の認定なくして各締約國の實力行使が許容せられ、従つて被害國の即時の防禦的行爲が正當とせらるゝものと云はなければならぬ。ロカルの萊因協定が特定の場合の自衛權行使に對して客觀主義の原則を導入せむとする意圖を有することは理解し得るが、其を理由として明白なる違反又は緊急なる事態が即時の行爲を必要とする場合に於てすら客觀的標準を必要とし、國際的權威に依る認定を待つてのみ其の防衛の權利が發動し得ることを主張するのは、確かに極端なる誤謬に陥れるものである。斯くの如き見解は、理事會の認定ある迄は被害國は何等の對抗行爲をも開始することを得ず拱手して事態の發展を待たなければならぬ極めて不合理不當なる結果を容認するに等しい。此の奇異なる結論は、現實の國際法團體の實際に即せず、且つ其の認むる基本的原則にも反する不當なる結果を惹き起すが故に、到底採用し難きものである。

(五十) シュトルツは第二の特別緊急の事態を伴ふ違反を *die qualifizierte (offenkundige, klarerkennbar) Verletzung* と呼んで第一のものと區別してゐる。Strupp, *op. cit.* S. 101.

但し右の明白なる違反に依る即時の行動の行はるゝに際しても、第二條第二項第一號及び第四條號三項の場合に同時に理事會に對して問題が付託せらるゝことは想像し得る。それは義務でさへあり得る（五十二）。然し被害國に依る即時行動が許容せらるゝか否かと、他の締約國の援助が許容せらるゝか否かとは、法律上別個の問題である。従つて一應は自衛權に基いて行動することが許容せられても同時に其の問題を付託する義務ありとすれば、其の違反の存否に關する理事會の認定の結果に従ふ義務の發生することは條約上明かである。若し理事會の認定にして攻撃的戰爭の事實なきものと爲すに於ては、他の締約國の援助の期待し難きは勿論、正當防衛の行爲として防禦的戰爭に訴へたる國家も亦、其の時以後は其の認定に従ひ行動すべき地位に置かれる。従つて從來の行動は一應自衛權行爲としての認定を受けても、將來の行動に對しては制限を受くるに至ることが可能である。何となれば、其處には客觀的に攻撃的戰爭の事實が存在しないものと認定せられたのであり従つて防禦的戰爭を權利づくるに必要ある事由が存在せざるに至つたからである。

（五十一） 條約には……elle portera immédiatement la question devant le Conseil de la Société des Nations とあり、其の付託が義務たることを指示してゐる。

斯くの如く明白なる違反の場合に於ても其の問題の理事會への付託は締約國の義務とせられてゐる。

るが、それは即時の行動と競合的に行はるのであり、それと排他的若くは先行的關係に立つものではない。萊因協定に於ける防禦的戰爭の許容せらるゝ場合は、上述せる如き二個の異なる態様に於て認めらるゝのであり、決して單一ではない。此の點より考慮しても、之を一般的に自衛權の制限であると解し防禦的戰爭をロカルノ諸條約の關する限り、制裁的戰爭であると論定することは、實際に徴して正確を缺くものである（五十二）。

（五十二） H. Wehberg op. cit. S. 984. — 特定の事態に於ける國際協同動作が集合的干涉の形態を帯び従つて又國際的制裁の爲めの戰爭たる實質を有するに至り得ることは、豫想し得られる。然しそれは、萊因協定の正當防衛の權利に基く行動の總ての場合を包含するものではない。或る條件の具備する事態に於ては、從來の自衛權行使の場合と異らざる防禦的戰爭の即時の開始が認められてゐる。防禦的戰爭と攻撃的戰爭との區別は、却つて其の重要な原則を構成してゐるのである。

例外の第二の場合は、締約國が國際聯盟規約第一六條の適用に依つて行動する場合である。此の場合は所謂國際的制裁の課せらるゝ場合であり、協同動作が義務として行はるゝ事態である。即ち制裁的戰爭の觀念に基き規約違反に對する積極的實力行動の豫想せらるゝ事態に關係してゐる。且つ此の場合には、攻撃、侵入又は戰爭に訴ふることは、協同動作の義務内容を構成し得るが故に、第二條第一項に依つて之を律することを得ざる事態に在る。故に斯くの如き義務としての行動に關する場合には、特定の不作爲の義務が要求せられざるに至るのは當然である。尙ほ此の制裁的國際

協同動作の問題は、最近の國際法に於ける困難にして重要なる主題の一であり、將來の國際法の發達と密接に關係するが故に、其の詳細なる研究は之を他の機會に譲る外はない（五十三）。茲には單に聯盟規約第一六條との關係に於ては、後述すべき共同通牒に依る解釋宣言とも關聯して、ロカルノ諸條約が聯盟規約の保障規定を鞏化する補充的保障としての地位に基き、之と矛盾する行爲を排除して、第一六條の適用の効果を完からしめむと努めてゐる點を注意するのみに止める。

（五十三） 萊因協定が聯盟規約特に其の第一六條と協調しつゝ特殊なる安全保障の機能を發揮せむと努めてゐることは、明らかである。且つ此の關聯は當初から意圖せられてゐた點である。尙ほ解釋宣言に關する共同通牒に於ても其の密接なる關聯が認められてゐる。

例外の第三の場合は、國際聯盟の諸機關の決議に依る場合及び其の審査、勸告の調停的努力が失敗に歸して戰爭の許容せらるゝ場合に關係してゐる。即ち國際聯盟の總會若くは理事會の決議に依り、又は國際聯盟規約第一五條第七項の適用に依り行動する場合である。但し後の場合は、右の行動が最初に攻撃を開始したる國に對して行はるゝときに限定せられてゐる（五十四）。此等の場合は、一は聯盟機關の決議に依り特定の實力の行使の方法に出づることが義務として命令せらるゝが故に之を以て攻撃、侵入又は戰爭の禁止に關する規定の適用の外に置くことが必要である。其の二は、

和協的手續が失敗に歸したる場合に聯盟規約は戰爭の自由を容認する規定に關係する。而して萊因協定も亦此の點に關して、聯盟規約の採用したると同様の原則を認めてゐる。従つて此等二個の場合に於ては、正當なる權限に基く行爲として其の實力行使は第二條第一項に對する違反を構成せざることが認められてゐるのである。

(五十四) Art. 2 alinéa II (3) *Traité de Garantie mutuelle etc.*, loc. cit. p. 292.

第二の保障態様

萊因協定は上述せる領域に關する現状維持の原則を各別及び共同に保障する爲めに、聯盟規約と連絡しつゝ特殊なる保障規定を設けてゐる。然るに此の目的の爲めに對する攻撃、侵入又は戰爭の禁止はそれが現實に於て所期の實效性を確保する爲めには、他の條件の具備することを前提する。それは國際紛争の解決に關して一貫したる平和的解決方法を採用することである。之は保障の第二の態様である。

萊因協定は安全保障の消極的處置として現状維持の義務及び不侵略の義務を設定し、其の積極的措置として相互援助の義務を設定してゐる。元より正確に論ずれば現状維持の義務は、單に消極的に不作爲のみを其の内容とするものでないことは上述せる點に省みても明瞭である(五十五)。然る

に此等の諸義務の保障は、紛争の發生したる場合に當然に締約國の採用すべき態度を決定する。第二條は原則として攻撃的戦争に訴ふることを禁止した。従つて其の當然の歸結として、國際紛争の處理に關して一定の方法を採用することを必要とする。而して萊因協定が採用した原則は、國際紛争の平和的解決に豫め努力することなくして、直ちに攻撃的戦争に訴ふることを禁止したことである。且つ其の具體的方法としては(一)外交手段に依る解決(二)國際裁判に依る判決(三)調停委員會及び聯盟理事會に依る調停の三個を規定してゐる。

(五十五) 現状維持は作爲不作爲の義務を包含する。故に特定の場合には外交的政治的處置に依つても亦之を侵害し得るし、又反對に之を保持し得る。其の侵害又は違反を軍事的行動に依る場合にのみ限定するのは狭きに失する見解であり、正當ではない。

萊因協定第三條は紛争の平和的解決に關して次の如き原則を掲げてゐる。即ち獨逸國及び白耳義國竝に獨逸國及び佛蘭西國は、同條約第三條に於て其の相互に爲したる約束に鑑み右諸國間の意見一致せざるべき一切の問題にして通常の外交手段に依り解決すること能はざるものは、其の性質の如何を問はず平和的方法に依るべきものとし、且つ次の如く之を處理すべきことを約束したのである。

(一) 當事國が互に權利を争ふ問題

之は所謂法律的紛争と稱せらるゝものに關係する。此の場合には紛争を裁判官に付託することを要する。即ち國際司法裁判たると國際仲裁裁判たるとを問はず、紛争にして權利を互に争ふものに關する場合には總て之を國際裁判の判決に依つて解決すべき義務を承認したのである。従つて各當事國は、法律上其の判決に服することを相互に約束するものである。

(二) 其の他の一切の問題

之は所謂政治的紛争と稱せらるゝものに關係する。此の場合には、紛争を調停委員會に付託することを要する。要して兩當事國が右の委員會の提議する調停に同意せざる場合には、該問題は國際聯盟理事會に付託せらるゝことを要する。且つ此の場合に國際聯盟理事會は國際聯盟規約第一五條に従つて紛争を處理すべき義務を有する。

此等の根本的原則を承認したる後締約國は此等の平和的處理方法の態様に關しては、同日署名したる特別條約を以つて之を定むる旨を約束し、其の實施の態様に關しては上述せる四個の仲裁裁判條約の成立を見るに至つたのである(五十六)。

(五十六) Art. 3. *Traité de Garantie mutuelle etc. loc. cit. p. 292.*

安全保障の地域的協定 (大澤)

(第五卷 第二號 二三七)

五五

此の紛争の平和的解決方法に従ふことの義務を保障する爲めに締約國は次の如き事項を約束してゐる。

(一) 獨逸國、佛蘭西國、白耳義國の一角が平和的處理方法に従ふこと、又は仲裁裁若くは司法判決を履行することを拒み、且つ本條約第二條の違反又はヴェルサイユ條約第四二條若くは第四三條の違反を行ふ時は、第四條に規定せらるゝ他の締約國の援助義務が発生する (五十七)。

(五十七) Art. 5 alinéa I, *Traité de Garantie mutuelle* etc. loc. cit. p. 294.

(二) 此等の國の一角が上述せる違反を行ふことなくして而も平和的處理方法に従ふこと、又は仲裁裁若くは司法判決を履行することを拒む場合に於ては、他方の當事國は之を國際聯盟事會に付託することを要する。而して同理事會は執るべき措置を提議することを要し締約國は此の提議に従ふべき義務を有する (五十八)。

(五十八) Art. 5 alinéa II, *Traité de Garantie mutuelle* etc. loc. cit. p. 294.

此の平和的處理方法に關する萊因協定の規定並びに之と關聯する諸仲裁裁判條約の規定は二個の點に於て安全保障の上に重要な意義を有する。其の一は、國際紛争に關する法律的紛争と政治的紛争との區別の問題を明確に提示したことである。他の一は、法律的紛争に關しては義務的國際裁

判の制度を採用したことがある。勿論此の場合に於ても紛争の平和的解決方法としての外交的手段に依るべき義務の存在することは、云ふまでもない。而して一切の問題を平和的方法に依つて解決するの主義を採用したことは第二條の攻撃的戦争の一般的禁止と相俟つてロカルノ條約の平和機構を國際聯盟のそれに比して鞏化したものと云はなければならぬ點である。然し法律的紛争と政治的紛争との區別に關してロカルノ萊因協定及び諸仲裁裁判條約の規定してゐる所は極めて簡單である。それは「當事國が互に權利を争ふ一切の問題」*Toutes questions au sujet desquelles les Parties se contraignent reciproquement un droit* と規定するのみである。之は法律上の問題と解せられ其の紛争は普通に法律的紛争と解せられてゐる。然し既に或る學者たちに依つて正當に指摘せられてゐる如く、如何なる法律的紛争と雖も多少の程度に於て當該國家に對して政治的利害を有しないものは存在し得ない。此の觀點よりすれば、法律的紛争と政治的紛争との區別が或る限界に於て判然たらざるに至るのは止むを得ざる所である。従つて問題は二者の性質的の區別に存するのではなく、寧ろ其の包含する諸要素の中孰れが主要なる部分を占むるかの事實に依つて決定せられる。若し法律的紛争に關しては義務的仲裁裁判の制度を適當として之を組織せむとするならば、此の點を慎重に考慮しなければならぬ。例へば疑問は本質的には主として政治的性質を指示する紛争に於て當事

國が其の或る部分に關して權利を主張したるが如き場合に於て如何なる取扱が豫想せらるゝかに關して起り得る。萊因協定に従へば、此場合には締約當事國が相互に權利を争ふ問題として裁判官に付託すべき義務が存在する如くである。然るに該紛争は實質的には、主として政治的紛争たる性質を有する。故に之に對する解決は政治的紛争解決方法が最も適切なるものと思惟せられる。斯くの如く形式的には紛争を二種に區別することが困難でないとしても、具體的の事件に關して其の解決を圖る場合には、幾多の困難が豫想せられる。故に此の點に關聯して付託の義務は極めて重要な意義を有するに至る。例へば萊因協定第三條の場合に法律的紛争として裁判官に付託すべき義務は一般的には明かであつても、實際に於ける付託如何の決定は果して其の紛争の内在的性質にのみ従つて困難なく行はれ得るか、或は必ずしも内在的性質に従ふことなく主として紛争當事國の付託の意思に依存するかは、容易に決定し難き所である。此の場合に若し紛争の客觀的性質が決定すべきであり、當事國の主觀的意思が優先すべきでないとするれば、問題は極めて簡單である。然し事實としては、之に反する場合が尠からず存在する。従つてストゥウエルの如き學者は、問題が仲裁々判に付託せらるべき性質のものであるか否かの決定は、其の内在的性質よりも寧ろ紛争當事國の態度に、より多く依存することを主張してゐるのである（五十九）。

此の見解は、紛争の性質的區別に依る付託の決定、又は紛争解決機關の選擇の問題に對して稍悲觀的に失するとの批評を免れないであらう。少くとも萊因協定に關する限り當事國が相互に權利を争ふ問題に對しては、國際裁判への付託が義務として課せらるゝものと論じなければならぬ。

斯くの如く當事國が相互に權利を争ふ一切の問題に對しては裁判官に依る解決が義務とせられ、且つ其の實現の態様に關しては上述せる四個の條約は各其の第一條に於て同一内容の規定を有してゐる。例へば、ロカルノ會議最終議定書Bを構成する獨乙國及び白耳義國間の仲裁裁判條約第一條以下に從へば、所謂法律的紛争に對しては次の如き二重の手續が豫想せられてゐる(六十)。即ち(一)最初に調停手續に付託するの義務が認められ、次いで(二)國際裁判手續に付託する義務が認められてゐるのである。國條約第一條に從へば「獨逸國、白耳義國間の一切の紛争にして當事國が互に權利を争ひ且つ、通常の外交手段に依つて友好的に解決し總ないものは其の性質の如何を問はず左に掲ぐる所に從ひ、(一)仲裁裁判所又は(二)常設國際司法裁判所の裁判に付せらるゝことを要する。即ち此の場合に豫想せらるゝ裁判官の裁判には國際仲裁裁判と國際司法裁判との二者が包含せられてゐるのである。加之、此の紛争の中には特に國際聯盟規約第一三條所見の紛争を包含するも

のとせられてゐる(六十一)。

(六十) Art. I. Convention d'Arbitrage entre l'Allemagne et la Belgique, fait à Locarno, le 16 Octobre 1925 (Société des Nations, Recueil des Traités, vol. LIV, 1926-1927, p. 304).

(六十一) 國際聯盟規約第一三條に所定の紛争とは(1)條約の解釋(2)國際法上の問題(3)國際義務の違反となるべき事實の存否(4)該違反に對する賠償の範圍及性質に關する四種のものを含む。

此等の所謂法律的紛争に關する裁判義務の規定は、本條約以前の事實にして過去に屬するものより生ずる紛争に對しては之を適用せられないと共に(六十二)、若し獨逸國及び白耳義國間の他の現行條約に依つて特別なる解決手續が規定せらるゝ紛争は左の條約の規定に従つて處理せられ、上述の裁判手續からは除外せられてゐるのである(六十三)。

(六十二) Art. I alinéa II. Convention d'Arbitrage entre l'Allemagne et la Belgique etc. loc. cit. p. 304.

(六十三) Art. I. alinéa III. Convention d'Arbitrage entre l'Allemagne et la Belgique etc. loc. cit. p. 304.

斯くの如くロカルノ諸條約に於て當事國が互ひに權利を争ふ紛争に關して國際仲裁裁判若くは國際司法裁判に付託しなければならぬ義務が発生し、此の限度に於て義務的仲裁裁判制度が認めらるゝに至つたことは、國際聯盟規約の制度に比して著しき對照をなすものと云はなければならぬ。然るに此の付託の義務は、紛争當事國に對して直ちに發生するものではなく、其の前段階の手續が

豫想せられてゐる。即ち仲裁裁判手續に先ち又は常設國際司法裁判所に於ける手續に先ち紛争は本條約に従ひて構成せらるゝ常設國際委員會即ち常設調停委員會の調停に當事國間の合意に依つて付託せられる(六十四)。勿論之は強制的付託ではなく、當事國の合意を條件とする任意的付託に過ぎない。然し裁判的方法に訴ふる以前に於て調停的方法が採用せらるゝことは、法律的紛争に關しての解決方法に政治的紛争に對するそれと共通の要素あることを指示し、所謂裁判に付託し得る紛争と裁判に付託し得ざる紛争との區別が必ずしも峻別し得ざるものであるとの見解を基礎としてゐるものである。故に紛争の種別に從つて其の解決機關をも亦區別すべきことは正當であるとしても(六十五)、法律的紛争其ものが調停に依る解決をも許容することを認めてゐる點に、ロカルノ諸條約の著しき特徴の一を認むべきである。

(六十四) Art. 2. Convention d'Arbitrage entre l'Allemagne et la Belgique etc. loc. cit. p. 304.

(六十五) justiciable disputes と non-justiciable disputes の區別は性質的のものであると共に、二者の結合せる場合の存在することに注意しなければならぬ。之に對しては解決機關の問題が発生する。

調停に付せらるゝ紛争には從つて本來政治的紛争と認めらるゝものと、本來法律的紛争と考へらるゝものにして一先づ調停に代託せらるゝものとの二個の場合を區別しなければならぬ。執れにす

るも、調停方法は判決手續と伴つてロカルノ諸條約に於ける重要な平和手續を構成してゐるのである。而して前者に關しては、諸仲裁々判條約は萊因協定第三條と關聯して次の如き規定を設けてゐる。即ち獨逸國及び白耳義國政府間の意見一致せず、且つ通常の外交手段に依り友好的に解決すること能はざるべき一切の問題にして本條約第一條に規定せらるゝ所に従ひ裁判に依りて解決せらるゝこと能はず、且つ之に對する解決手續が當事者間の現行條約に依り既に規定せられ居らざるものは常設調停委員會に付託せらるべく、同委員會は當事國に對し受諾せられ得べき解決を提議すること及び一切の場合に於て報告書を提出することを委託せられる（六十六）。

（六十六） Art. 17. Convention d'Arbitrage entre l'Allemagne et la Belgique etc. loc. cit. p. 370.

ロカルノ諸條約の國際紛争平和的處理方法は、更に國際聯盟理事會への付託を豫想してゐる。即ち常設調停委員會の事務終了後一月内に兩當事國が協定を爲すに至らざる場合には、問題は當事國の孰れかの一方の請求に依り國際聯盟理事會に付託せらるべく、同理事會は聯盟規約第一五條に従ひ之を處理することを要する（六十七）。故に常設調停委員會に對する付託は、法律的紛争に關する場合には或は合意に依り、又は右合意なき時は當事國の孰れかの一方に依り付託せられ（六十八）、政治的紛争に關しては義務として之に付託せらるゝことを要するのである。且つ調停手續の有する

權限は頗る廣汎であり、其の機能は重要なものを有する。其の一は先行的手續として作用し、他の一は專管的手續として作用するのである。

(六十七) Art. 18. Convention d' Arbitrage entre l' Allemagne et la Belgique etc. loc. cit. p. 310.

(六十八) Art. 6. Convention d' Arbitrage entre l' Allemagne et la Belgique etc. loc. cit. p. 306.

法律的紛争と政治的紛争との双方に對してロカルノ諸條約は調停、仲裁々判及び司法裁判による解決方法を豫想し、更に調停の失敗に歸したる場合に於て聯盟理事會の調停手續の介入を認めて居り、紛争の平和的解決方法としては完備に近き觀を呈してゐる。然し此の準備にも拘らず、法律的紛争と政治的紛争との區別に關しては、上述せる如く問題が發生し得る。従つて此の點に關して困難の豫想せらるゝことを免れない。加之、此等の紛争の平和解決方法は決してロカルノ條約のみに依つて始めて創始せられたものではない。例へば既に一九二一年一月三日締結せられたる獨逸國瑞西國間の仲裁々判條約は或る意味に於てロカルノ仲裁々判條約の原型として考へ得ると共に、其の内容に於ては遙かに之に優る點を指示してゐる條約である。特に其の國際紛争が如何なる性質を有するか、の點に關して争の生じたる場合に、ロカルノ諸條約に於ては直接に之を決定すべき何等の基準も與へられてゐない。然るに上述の獨逸國、瑞西國間の仲裁及び調停條約に於ては此の點に關

して明確なる規定を設けてゐる。即ち法律的紛争と目せらるるものに關しては聯盟規約第一三條第二項に掲げらるゝと同様の事項が仲裁々判に付託せらるべきものとして列記せられてゐるが、若し紛争當事國間に其の紛争が此等の種類に屬するか否かに關して意見の相違を生じたる場合に於ては此の前提問題に關しては仲裁々判手續に依つて之を解決することが必要とせられてゐる (六十九)。

又上述の四種の事項に屬する紛争の際に當事國の一方が其の紛争は自國の獨立、領土の不可侵入又は他の重大なる利益に關することを抗議する場合に於て若し他方の當事國が此の主張を妥當なりと認めたる場合には、仲裁々判手續が適用せられずして調停手續が適用せらるゝに至る。之に反して若しも其の主張が他の當事國に依つて妥當なりと認められない場合には、其の點に關しては仲裁々判條約に依つて之を決定すべきことが豫想せられてゐるのである (七十)。

(六十九) Art. 2. Abs. II. Schieds- und Vergleichsvertrag zwischen der Schweizerischen Eidgenossenschaft und dem Deutschen Reich, gezeichnet in Bern den 3. Dezember 1921 (Société des Nations, Recueil des Traités, vol. XII, 1922, p. 273).

(七十) Art. 4. Abs. I. loc. cit. p. 273.

問題はロカルノ諸仲裁々判條約が此の紛争の性質、種類に關して規定する所は上述せる獨逸國、瑞西國間の仲裁々判及び調停條約に於けるが如く當事國の認定を全然排除するものであるか否かの

點に存する。萊因協定第三條第二項に於ては、「當事國が互に權利を争ふ一切の問題」と規定せられ、同條第三項に於ては、「其の他の一切の問題」と規定せられてゐる。又各仲裁々判條約第一條に於ては、「獨逸國、白耳義國間（或は當該國間）の一切の紛争にして當事國が互に權利を争ひ且つ通常の外交手段に依りて友好的に解決し得ざるものは其の性質の如何を問はず」と規定してゐる。故に當事國が相互に權利を争ふ一切の問題が國際仲裁々判又は國際司法裁判に付託せらるゝことは條文上疑問なき所であるが、若し當事國の一方のみが其の紛争の性質を争ふことある場合には、如何に決定すべきであるか。シュトルプは西部協定第三條が總ての法律的問題を裁判官の裁判活動に付託してゐる以上、同條は最早其の問題が一の「裁判に適する事項」„Gerichtsfähige Angelegenheit“に屬するか否かを紛争當事國の判斷に委するものではないと論じてゐるが（七十二）、當事國の一方が權利を主張し他の一方が之を争ふ場合は必ずしも自國の權利を主張する場合と同一ではない。換言すれば、自國の權利を主張することなくして而も其の問題の政治的紛争たることを主張する場合は互に權利を争ふ場合に入らざるものと認めなければならぬ。故に此の場合には、所謂法律的紛争の範疇に屬することなく「其の他の一切の問題」に入るものと認むる外はない。其の結果として斯かる紛争に關しては、調停手續が適用せらるゝことを許容すべきである。問題は自動的に解

決せらるゝ可能性を有するが、而も複雑なる事態を呈する具體の場合に當つては困難を呈することを免れないであらう。故に其の紛争の種類、性質に關して疑問又は争の生じたる場合には、此の先決問題をも同様に仲裁々判に依つて決定することを規定するのは、極めて合理的である。ロカルノ諸仲裁々判條約は其の原型として大戦以後の諸仲裁々判條約に範を取つたにも拘らず、此の點に關して何等明白なる規定をも設けなかつたことは遺憾である。特にシュトルップの正當に指摘したる如く(七十二)、最初に調停手續を規定し第二次的に仲裁々判條約手續に依らしむる方法と、仲裁々判條約を原則として只だ例外の場合に調停手續に依らしむる方法との間には、安全保障機構の發展の見地より論じて大なる差異が存するからである。

(七十二) Strupp, op. cit. S. 93.

上、仲裁裁判手續に重きを置かうとしてゐる意向が認められる。勿論同條約第一條に於ては、締約國に相互間の發生したる總べての種類紛争にして適當なる期間内に外交的に手段に依つて解決し難きものに關しては本條約の基準に従ひ仲裁裁判手續又は調停手續に付託すべきことを約すと規定してゐる關係上、擇一的に二者の孰れかゞ作用する如く思惟せらるゝが、抗議の性質及び之を決定するに就いて更に仲裁裁判手續を豫想してゐる點より考察すれば、同條約に於ては仲裁裁判に訴へむとする主義はロカルノ諸條約に於けるよりも強く現れてゐると云ひ得る。ロカルノ諸條約に於ては、二者は各平等に區別せられ、而も法律的紛争に關しても先づ調停に依るべきことを規定して居り、其の仲裁裁判性は前の獨、瑞間の仲裁裁判條約

に比して遙かに弱いのである。この點と、後述すべき其の制裁規定の強大なることとは、寧ろ奇異なる對照をなしてゐると評すべきである。

ロカルノ諸仲裁々判條約に於ける國際紛争の平和的處理方法の特徴の一は、假處置を認められたことである。之は一方に於て紛争の解決に積極的に努力すると共に、他の一方に於ては紛争の惡化することを避けむとする目的を以つて規定せらるゝ一時的手段である。而して其の主體たるものは場合に依りて異り、四ある。(一)調停委員會(二)仲裁々判所(三)常設仲裁々判所(四)國際聯盟理事會之である。條約の規定に従へば、一切の場合特に當事國の意見一致せざる問題が既に爲され又は將になされむとする行爲より生ずるものなる場合には、調停委員會、又若しも同委員會が付託を受けざる場合には仲裁々判所若しくは常設國際司法裁判所は(同裁判所規程第四一條に依る)如何なる假措置を執るべきかを成るべく速に指示することを要する。又國際聯盟理事會が問題を付託せられたる場合には、理事會に於て適當なる假措置を同様に提示することを要する。而して獨逸國及び白耳義國の政府は(一)右の假措置を遵守すること(二)調停委員會又は國際聯盟理事會の決定の履行又は之に依り提議せらるゝ協定に有害なる影響を及ぼす虞ある一切の措置を執らざること及び(三)一般に紛争を激成し、又は擴大する虞ある一切の性質の行爲を爲さざることと約束して

ゐるのである (七十三)。

(七十三) Art. 19. *Convention d'Arbitrage entre l'Allemagne et la Belgique etc. loc. cit. p. 312.*

假措置の手續は決してロカルの諸仲裁裁判條約のみに固有なものではない (七十四)。且つそれは國際法の紛争解決に關してのみ考へらるゝ所ではなく、國內法に於ける訴訟手續に關しても亦重要なる意義を有する問題である。且つ此のことは國際紛争に關しても、ロカルノ諸條約以外の條約に依つても豫想せられてゐる。加之、其の假措置の主體に就いて見れば、ロカルノ諸仲裁裁判條約のみに依る政治的機關と法律的機關とが豫想せられて居り、従つて其の假措置の性質に關しても亦、政治的假措置と法律的乃至司法的假措置とを豫想し得る。其の執れたるを問はず、此等の假措置は紛争の確定的解決に至る前段階に於て其の準備を爲し、將來に於ける確定的法律的状态の成立を許容し確保することを目的とするものである。其の政治的なるものと法律的なるものとに依つて態様は異なるが、目的とする所には共通の要素が存在する。これは一方に於ては紛争の政治的若くは法律的解決を可能にするため、必要なる準備的措施を提供すると共に、他の一方に於て事態の悪化に依つて紛争が戦争にまで導かるゝことを防止せむとする目的を有するものである (七十五)。

(七十四) 假措置は國內司法機關に依つても行はるゝと共に、國際司法機關に依つても行はるゝ所である。國際司法機關に依

る場合に於ては國際紛争の法律的解決を可能にする爲め考慮が充分に拂はるゝと共に、防止的措置としては紛争の悪化することを阻止すべき機能を有する。故に此の點に於ては、政治的紛争に對すると法律的紛争に對するとに依つて差異は存在しないのである。

(七十五) 學者に依つては此等の假措置中主として司法的解決、仲裁裁判及び調停に關する條約に於て豫想せらるゝものに對して二重の目的、機能を認めむとする者がある。彼等に從へば、法律的假措置、政治的假措置の外に稍々其の中間の地位を占むる性質の假措置が存在し、それらは政治的紛争でなく、寧ろ其の性質の技術的なる國際紛争に對して法定的解決を提供することを目的とし、他の一方に於て戰争の危險を避け武力に依る紛争を回避せむとする目的を有するものと主張せられる。

Paul Guggenheim, *Les mesures provisoires de procédure internationale et leur influence sur le développement du droit des gens*, 1931, p. 16 et 63 *Surv.* 然し此の第三の中間的性質の假措置に對してのみ二重の目的を認めむとするのは、狭きに失する。將來の紛争の悪化に對する防止的干渉としての機能と現在の國際紛争を確定的に解決することを準備し可能にせむとする配慮は、國際紛争の總ての假措置に共通不點であると云ひ得るからである。

要するに萊因協定は消極的積極的の二方面より西部歐羅巴に於ける秩序の現状を維持することに關して種々の保障方法を設定してゐるものであり、且つ其の提供する諸の保障方法は諸仲裁裁判條約及び相互保障條約と關聯して、合體として統一ある獨立の安全保障機構を組織してゐるのである。

(三) 安全保障機構に於ける其の地位

ロカルノ諸條約中萊因協定と仲裁裁判條約とが如何なる内容を有するかは、上述せる所に依つて略明瞭となつた。今我々は安全保障の此の地域的協定が歐羅巴を中心とする全安全保障機構の上に如何なる法律的意義を占むるかの問題を検討しなければならぬ。

第一に注意すべきことは、此等の諸條約が相互に密接なる關聯を有して特定國家間に統一的保障機構を構成してゐる點である。特に平和的紛争解決方法の相互間に有機的關聯を有せしめたることは、其の付託に關する義務的性質の承認と共に、著しき特徴を爲すものと云はなければならぬ。それは從來の多くの安全保障條約、特に國際聯盟と共通の原則を有すると共に、其の特殊なる地方的協定に適切なる他の諸原則の上に結合せられてゐる。其の共通なるものに關して論ずれば、先づ（一）豫め國際紛争の平和的解決に努力することなしに直ちに戰爭に訴ふることを禁止したる點に於て、又（二）平和的紛争處理の方法として其の政治的なるものに對しては調停的方法を、其の法律的なるものに對しては仲裁裁判及び司法裁判の二を包含する國際裁判の方法を採用したることである。且つ其の孰れか一に據るべきことを要求すると共に、調停的方法に關しても亦單に調停委員會のみの努力に委することなく、其の失敗に終りたる場合に於ては更に之を國際聯盟理事會の調停に付託せしむる義務を設定し（七十六）、之に依つて國際紛争に對して常に何等かの國際的機關が

其の平和的解決に努力する方法を講じてゐる點は、特に其の著しきものと云はなければならぬ。然るに其の特有なる原則として更に顯著なるものは、仲裁裁判に對する義務的性質を認めたとである。之に依つて海牙第一回會議以來努力せられたる義務的仲裁裁判の制度は、ロカルノに於て先づ獨、佛、白三國間の紛争に關し、次いで四個の仲裁裁判條約に依つて二邊的條約としてとはあるが、波蘭、チェッコ・スロヴァキア兩國をも加へて採用せらるゝに至つたのである(七十七)。而して實に此の點に、安全保障法上に於けるロカルノ諸條約の最も重要なる建設的意義を認むることを得るのである。

(十七) Art. 3. alinea III. *Traité de Garantie mutuelle* etc. loc. cit. p. 292. Art. I. alinea I. *Convention d' Arbitrage* etc. p. 304.

(十七) Art. 3. alinea III. *Traité de Garantie mutuelle* etc. loc. cit. p. 292.

第二に注意すべきことは、上述せる萊因協定及び四個の仲裁々判條約の外に佛蘭西、波蘭國間及び佛蘭西國、チェッコ・スロヴァキア國間に各相互援助を目的とする保障條約が締結せられ、此の局地協定に依つて同じくロカルノ平和機構を鞏化することに協同してゐる點である。右の中佛蘭西國及び波蘭國間の條約は、一般平和維持の爲めロカルノに於て締結せられた條約上の約束を誠實に遵

守することに依り歐羅巴をして戦争より免れしむることを均しく希望し、國際聯盟規約及び兩國間の現存條約の範圍内に於て締結せらるゝ條約に依り右の約束の利益を相互に保障することを目的としてゐるのである (七十八)。

(七十八) Preamble, *Traité de Garantie mutuelle entre la France et la Pologne, fait à Locarno, le 16 Octobre 1925.*
loc. cit. p. 354.

其の援助義務は一般平和の維持の爲め佛蘭西國及び波蘭國と獨逸國との間に一九二五年一〇月一六日に成立したる約束の違反に依り、波蘭國又は佛蘭西國が損害を被ることあるべき場合に於て、若しも右の違反が挑發せられざる兵力使用を伴ふときは、佛蘭西國又は波蘭國は國際聯盟規約第一六條の適用に依り夫々直ちに救援を與ふべきことを約束してゐる (七十九) 點より發生する。而して國際聯盟理事會が前記の約束に基き付託せられたる問題を處理するに當り、理事會の報告書が紛爭當事國の代表者を除きたる他の聯盟理事會員全部の同意を得ること能はざりし場合に於て、波蘭國又は佛蘭西國が自ら挑發することなくして攻撃せられたるときは、佛蘭西國又は波蘭國は國際聯盟規約第一五條第七項の適用に依り夫々直ちに救援を與ふる義務を有する (八十)。

(七十九) Art. I. alinéa I *Traité de Garantie mutuelle entre la France et la Pologne, loc. cit. p. 354.*

(八十) Art. 1. ainéa II. Traité de Garantie mutuelle entre la France et la Pologne, loc. cit. p. 334.

佛蘭西國とチェッコ・スロヰキア國との間に締結せられたる條約も亦同一内容の義務を規定し、且つ國際聯盟國としての締約國の權利及び義務に何等の影響を及ぼさざるべく、且つ世界の平和を有効に保全するに適當なる措置を執るの國際聯盟の任務を制限するものと解釋せられないことを明言してゐる(八十一)。

(八十一) Art. 2. Traite de Garantie mutuelle entre la France et la Tchécoslovaquie, loc. cit. p. 362.

第三に注意すべき點は、其の國際聯盟に對する關係である。ロカルノ諸條約が國際聯盟規約と密接なる關聯に立つことは、ロカルノ會議の最終議定書及び萊因協定の前文に徴するも明瞭である。

特に關係署名國に對して國際聯盟規約及び右諸國間の現行諸條約の範圍内に於ける補充的保障を提供せむとする意圖は、其の諸平和機構の鞏化の方法の中に強く指示せられてゐる。萊因協定は其の第六條に於て、本條約の規定はヴェルサイユ條約及び其の補充的協定(一九二四年八月三〇日倫敦に於て署名せられたる協定を含む)に基く締約國の權利及び義務に影響を及ぼさざるものと規定してゐる(八十二)。且つ平和維持の確保を目的とし國際聯盟規約に合致する同條約は、世界の平和を有効に保全する爲め適當なる措置を執るの國際聯盟の任務を制限するものと解釋せらるゝことを得

ぶる旨を宣明してゐる（八十三）。故に同條約の特殊的保障たると共に其の補充的保障規定たる性質は強く支持せられてゐるのである。

（八十二） Art. 6. *Traité de Garantie mutuelle etc.* loc. cit. p. 294.

（八十三） Art. 7. *Traité de Garantie mutuelle etc.* loc. cit. p. 294.

ロカルノ諸條約に於て最も重要な點は、一般的條約の形式に於ては容易に實現し難き所を地方的協定として局部的に實現したことである。蓋し普遍的仲裁裁判に於て一般的に總ての國家に對して同様の義務を負擔することを欲しない國家の存在することは、無視せられてはならない重要な事實である。此のことは、デューネーヴ議定書成立の前後に於て或る國家特に英吉利國の執つた態度に徴するも、明かである。元より國際紛争の發生したる場合に於て過去の諸條約に共通なる原則は、紛争を仲裁裁判に訴へざる場合には強力に訴ふることを許容し、其の際に國家の爲し得る選擇は専ら仲裁裁判か強力かの點に關して行はれた。然るにロカルノ諸條約に於ては、或は仲裁裁判又は司法裁判に訴ふるか、或は調停方法に訴ふるか、孰れかの方法に訴へなければならぬ義務が確立したのである。従つて其の選擇は、最早平和的方法に訴ふるか武力的方法に訴ふるかの點に於て成立するのではなく、數個の平和的方法の間に於て爲されなければならなくなつた。此の點に於て成立

したる義務的付託の法律制度は、ロカルノ諸條約の最も重要な成果に屬すると評し得るであらう。國際紛争の發生したる場合に於て、之を平和的方法に依つてのみ處理すべき義務を先づ承認し次いで其の紛争が法律的性質を有すると否とに従つて、或は之を國際仲裁裁判若くは司法裁判に付託するか、或は調停委員會乃至國際聯盟理事會の調停に付託するかの孰れかの義務を承認し、斯くして總ての國際紛争に對して平和的處理方法を適用すべき原則を確立したのである。加之、領域上の現狀維持の義務の爲めに積極的消極的に協同すべきことを認めたること、即ち現狀維持に關して外交上、政治上必要なる行動に出づると共に、之を侵害すべき行爲に出でざることを承認し、更に領域に對して一切の不可侵の義務を認め、此の義務の違反ある場合に於て相互援助の方法に出づべき義務を承認したることは、此の局地的協定の效力を確保する上に於て看過し得ざる重要な點である。斯くの如くして總ての義務は關聯して、紛争の平和的處理と領域の現狀維持との二個の形態に於て安全保障の作用を有効に發揮する爲めに結合せしめられてゐるのである。特に紛争が國內司法機關との關聯を有する場合に於ても、其の國際的處理の方法が講ぜられてゐる點に注意するを要する。即ち仲裁々判條約に於ては、若し紛争の目的が當事國の一方の國內法令に従ひ其の國內裁判所の權限に屬するものである場合には、該紛争は權限ある國內司法官憲に依る相當の期間内に爲され

たる確定判決の後に非ざれば、仲裁々判條約に掲ぐる手續に付託せられざるものと規定せられてゐるのである (八十四)。

(八十四) Art. 3. Convention d'Arbitrage entre l'Allemagne et la Belgique etc. loc. cit. p. 306.

此の點に於て、安全保障機構の效力に關してロカルノ諸條約と國際聯盟規約との間の著しき差異が認められる。聯盟規約第一五條第八項に従へば、所謂國內事項と目せらるゝ事項に關する紛争に對しては、國際的機關の介入は全く排除せられてゐるのである。デュネーヴ議定書に依れば、此の點に關してロカルノ諸條約とは異り、單に之を理事會が審査し得ることを規定してゐるに過ぎない。即ち該裁判所又は聯盟理事會に依り右の問題が専ら、該國の國內管轄に屬するものと認めらるゝ場合と雖も右の聯盟理事會又は聯盟總會が聯盟規約第一一條に基き事態を審査することを妨げざるものと爲してゐる (八十五)。

(八十五) Art. 5. Protocol for the Pacific Settlement of international disputes, (League of Nations, Records of the Fifth Assembly, Text of the debates, p. 499.)

ロカルノ諸條約の安全保障に及ぼす影響の中、其の調停に關して附與したる效力は注目し價するものを有する。萊因協定第五條第三項に依れば、同條約第二條の違反又はヴェルサイユ條約第四二

條若しくは、第四三條の違反を行ふことなくして而も、平和的處理方法に従ふこと又は仲裁々判若しくは司法判決を履行することを拒む場合に於ては、他方の當事國は之を國際聯盟理事會に付託することを要する。而して同理事會は執るべき措置を提議することを要し、締約國は右の提議に従ふことを要するものとせられてゐる（八十六）。故に國際紛争が特定の形態を呈するに至つた場合には當事國は其の紛争を一方的に理事會に付託し得るのであり、且つ其の提議に對しては強制的性質が附與せられてゐるのである。義務性の原則は此處に於ても著しく表面に表されて居り、或る意味に於ては聯盟規約及びジュネーヴ議定書より一步を進めてゐると稱することを得る。

（八十六） Art. 5. alinéa III. Traité de Garantie etc. cil. p. 294.

斯の如く調停方法に關してはロカルノ諸條約は確かに安全保障上の大なる進歩を爲したものと認め得る。特に其の機關として調停委員會及び聯盟理事會の二を認め、二重の調停手續をも豫想してゐる點は、政治的紛争の解決に對する慎重の用意をなすものと稱して差支ない。又法律的紛争に關して義務的仲裁々判若しくは司法裁判の制度が採用せられたことは、劃期的なる事實と評し得る。然し此等の事實にも拘らず、安全保障の法律制度の確立の觀點より評すれば、ロカルノ諸條約が一般的なる義務的仲裁々判制度を採用するに至らずして依然として政治的紛争と法律的紛争との從來の區

別を承認してゐることは、此等の條約の重大なる缺陷と稱する外はない。或はロカルノ萊因協定が攻撃的戰爭の一般的禁止を行ひながら而も尙ほ第二條及び第四條の關係に於て戰爭を許容する點を目して其の弱點と爲す論者も存在するが（八十七）、我々の考ふる所に依れば、寧ろ其の最も大なる缺陷は其處には存しないで國際紛争に政治的紛争と法律的紛争とを區別し、其の各に對して異なる平和的處理方法を規定したること、換言すれば義務的仲裁々判の制度を一般化することに逡巡した點に存すると云はなければならぬ。何となれば、此の制度を一般的條約として採用するに就いては今日の國際法團體の現實は之を許容する爲めに必要な諸要素、特に其の中に於て最も重要にして根本的なる相互信頼の要素を充分に具備するものとは認め難いのであるから、集合的條約として此の制度を採用しないことに對しては充分なる理由を認め得る。然るにロカルノに於ては其の締約國は極めて限られて居り、特に攻撃、侵入、戰爭の相互的禁止は條文上は、五國全部には及ばずして單に國境を接する獨、佛、白の三國に對してのみ認められてゐるに過ぎない。故に此等三國間に發生する紛争に關して一般的義務的仲裁々判の制度を採用することは極めて必要であり、且つ望ましいことであつたのである。且つそれは或る條件を認むるならば、決して不可能ではなかつたのである。此の點に於て獨、佛、白を全く平等の立場に於て取扱ひたる他の締約國が義務的仲裁々判を三

國間の總ての紛争にまで及ぼすことに躊躇したのは、其の地域的協定としての價値を減殺したること僅少ではなかつた。一般的條約に於ては不可能若くは尙早であることも、地域的協定に於ては實現し得たかも知れなかつたのである、それを試むることなしに從來の國際紛争の分類を其儘踏襲してゐる點に、ロカルノ諸條約の最も根本的な缺陷が存在するものと論じなければならぬのである。

(八十七) W. R. Bisschop, *The Locarno Pact* (Transactions of the Grotius Society, vol. 11, 1926, p. 95.)

勿論國際紛争の解決に關してなされたる此の區別は、確かに正當なる根據を有し、一方的なる觀點のみより之を批判するを許さない諸要素を包含してゐる。特に國際法の發達の觀點より論ずれば、所謂仲裁々判適性を總ての國際紛争に關して認めむとする努力は、必然に特殊の國際紛争に對してのみ之を認めむとする過程を經過し來つた事實を無視してはならない。特に豫め總ての國際紛争を平和的處理方法に付託せむとするに當つては、國際紛争中に仲裁々判に適するものと然らざるものとを區別し、前者を主として權利を争ふ問題に限定したことは國際紛争平和的處理方法の發達の歴史から考察すれば、極めて自然であつたと云はなければならぬ。只だ問題はロカルの諸條約が一方に於て紛争解決に對して義務的性質を採用すると共に、他の一方に於ては攻撃的戰爭の存否の認定に關して相當強大なる國際的權威の介入を認めてゐるにも拘らず、其の客觀主義の原則を貫く點に

於て却つて從來の或る種類の條約に及ばない缺陷を有することは、上述せる所に依つて明かである(八十八)。

(八十八) Art. 2 et 4. *Traité de Garantie mutuelle etc.* loc. cit. p. 292. 上述せる如くロカルノ條約に於て此の場合に紛争の性質の判断に關しては一は紛争當事國が之を決することになつて居り、獨逸國、瑞西國間の仲裁裁判調停條約の如き此の問題に關する争を國際仲裁機關に依つて決定せむとする方法は採用せられてゐないのである。

安全保障の地方的協定としてのロカルノ諸條約は、其の保障態様としては各別に且つ共同に行動することを規定してゐる。然し其の中心を爲す觀念は、西部歐羅巴の特定領域の現状維持及び其の不可侵の爲めに最も利害關係の密接なる諸國家の共同的動作に依つて之を實現せむとしてゐる點である。それは單獨保障をも豫想してゐるが、最も重要な點は利害關係國家の相互信賴及び尊重を基礎として各國家の安全に對する集合的保障の方法を組織せむとした點である。此の集合的保障の意圖は従前と雖も存在した。既に一九二三年の相互援助條約 *The Treaty of Mutual Assistance* は、各國家の安全を此の利害關係國の共同乃至集合的保障の方法に依つて確立しようと思圖した最も重要な試みの一であつた。勿論それは主として當時の英國の普遍的條約を選ばむとする意向に依つて失敗したるが、被侵略國を共同に援助せむとする義務を認めたと、斯かる援助を供與する主要の

方法として局地的條約及び同盟の組織を考へたこと、世界の各部分が一般的なる平和の維持に對しては異なる與件、狀態を有するが故に、安全保障方法の組織に關しては劃一的に出づることなく或る程度の特種差別の方法を許容せむとしたこと等に於ては（八十九）、ロカルノ條約に於けると稍共通の要素を包含してゐたのである。

（八十九） Report Bares, Records of the Fourth Assembly, Text of the debates, 1923, p. 397-403. 勿論此の場合に考慮すべきことが單に地理的の條件のみではないことに注意するを要する。其他に商業上政治上の利害關係をも充分考慮に入れなければならぬ。重大なる利害の衝突が豫想せらるゝ國家間に於ては假令二邊的條約としてども總ての國際的紛争を義務的仲裁裁判に付託せむとする企は幾多の困難に遭遇するを免れないのである。

我々は今此處に國際法に於ける最も困難な且つ最も重要な問題の一つである國際紛争に關しての分類、其の法律的紛争と政治的紛争との區別の問題に關して論究しようとするものではない。或は此の問題の經過に省み、且つ其の主觀的困難の外に客觀的困難の存在することを考慮して、或は此の問題に關して悲觀的的態度を採り満足なる方法に依つて法律的紛争と政治的紛争とを區別することは絶対に不可能であることを主張する學者も存在する（九十）。然し假に其の區別を試みるとしても、國際法の原則が之に適用せられない種類の紛争は法律的紛争と認むべきでないと言單に斷定し得るか否かは疑問である。適用し得ないと稱する場合に、如何なる態様に於ての適用を意味するかを明

確にせられなければならぬ。國內專管事項を中心として國際紛争の發生することは可能であり、且つ一度紛争が國際的意義を有するに至れば、國際法は之に關して何等かの關聯を有するに至るものである。特に所謂國內事項の範圍が國際法の發達と伴つて不斷に變動し得る關係を考慮するならば、此の論定は俄かに賛同し得ないものを包含すると云はなければならぬ。

(九十) Philip Marshall, *La conciliation internationale*, 1925, p. 37 et 41

然し此の分類の不完全なることより生ずる不便又は危険は、若しその分類に關しての紛争が何等かの客觀的基準に從つて決定せられ得るとしたならば、相當の程度に於て緩和せられたであらう。例へば之を仲裁々判に依つて決定する如き方法は、其の最も有效なるものゝ一である。若し斯かる決定の爲めの國際的機關なしとすれば、何が法律的紛争に屬し、何が政治的紛争に屬するかの問題は、數個の條約中に前者に關する若干の例示ある事實にも拘らず、結局は紛争當事國の任意に之を決定することに委せなければならなくなる。而して寧ろ此の點にロカルノ條約の最も大なる缺陷が存在すると稱して差支ないであらう。國際紛争の平和的解決方法、特に其の法律的性質を有するものに對して義務的仲裁々判の制度を確立したことは、其の具體的なる付託の決定に際して屢々無力にせられる危険を包含してゐる。蓋し總らゆる善意を以つてしても此の區別の截然たる限界を劃し

得ないことは、總ての政治的紛争が其の一部分に法律的形象を有し、又總ての法律的紛争が同時に政治的意義を有する事實に依つて明かに示されてゐる。故に領域に關する現状維持及び不可侵の義務を忠實、且つ有効に履行することを欲する以上は、此の點に於て一步を進めて總ての紛争に對する義務的仲裁々判の制度の確立に努力すべきであつた。故にロカルノ條約が後述する制裁規定の強大なるものを認めてゐる事實と對比すれば、此の平和的紛争解決方法に於ける此の逡巡は理解し難き所である（九十一）。

（九十一）義務的仲裁裁判の原則は終始一貫して支持せらるゝことを得ない形に置かれてゐる。尙ほ國際紛争に於ける分類の問題に關しては *Miroslaw Gonsiowski, Political arbitration under the General Act for the pacific settlement of international disputes* (*The American Journal of International Law*, vol. 27, 1933, p. 470) 參照。

斯くの如くロカルノ諸條約は其の保障機構の或る部分に關しては従前の諸安全保障條約に比して進歩したる原則を採用してゐるにも拘らず、他の部分に於ては寧ろ之に及ばざる制度をも採用してゐる。此の一見矛盾するが如き結果は然らば何に原因するのであるか。當時の複雑なる國際政局の諸事情が之に影響したことは否定し難い。然し其の最大の原因は、保障要素の道德的方面と實質的方面との結合が完全に行はれ難かつた點に求められなければならぬ。我々の考ふる所に依れば、其

の設定したる安全保障の相互的信頼又は尊重の觀念が、保障を制裁的形態に於て組織せむとする相反する觀念に依つて充分有效に作用することを妨げられてゐる點に、其の根本的缺陷を認めなければならぬのである。

(四) 保障方法と制裁の問題

國際法團體に於ける諸國家の安全の保障に關しては、一般的條約及び多くの特殊的條約に依つて其の機構が與へられてゐる。而して其等に共通なる觀念は、相互的保護乃至相互的援助を特定國家の單獨なる責任とすることなく、締約國の共通的又は集合的責任として之を條約化した點に存する。例へば國際聯盟規約に就いて見るも、第一一條、第二一條、第三一條、第一五條は各其の特殊の態様に於て此の保障を實現することに努めてゐる。而してロカルノ諸條約に於ては此の集合的保障の義務は、共同責任の問題を制裁の形態に於て鞏化することに依つて實現せむと努めてゐる。而して此の點に、ロカルノ諸條約特に其の萊因協定に於ける制裁の問題が展開するのである(九十二)。

(九十二) 國際法に於ける制裁の問題は、仲裁裁判及び司法裁判を包含する國際紛争の平和的處理の問題と共に、今日並びに將來に於ける其の最も重要な主題の一を構成する。而して問題は、適用せらるべき國際法の範圍の確定と、之を適用すべ

き機關の組織との二個の方面よる攻究せらるゝことを要する困難なものに屬する。

ロカルノ萊因協定が採用したる制裁の態様は、大體二個に分たれる。一は自助的手段に依る制裁の適用であり、之は特別な緊急の事態に於てのみ許容せられてゐる。他の一は國際聯盟理事會の認定を基礎として行はるゝ相互援助の方法に依る制裁である。其の中正當防衛の權利に基く防禦的戰爭に關しては、從來の國際法に於けると特に著しく異なるものを有しない。上述せる所に依つて明かなる如く、攻撃、侵入及び戰爭に訴ふることの禁止は、萊因協定第二條第二項の豫想する三個の場合に於ては適用を見ないのである。従つて違反の向けらるゝ國家は右の場合には、行爲の完全なる自由を有し、(一)或は自衛權行爲として(二)或は國際協同動作として(三)或は聯盟規約第一五條第七項の適用に依つて、戰爭に訴へ得るのであり、此の場合の制裁は右の三個の異なる形態に於て實現するのである(九十三)。

(九十三) Art. 2. *Traité de Garantie mutuelle etc. loc. cit. p. 292.*

之に反して國際聯盟理事會に付託する場合に於ては、其の制裁は極めて特徴あると共に重大なるものを包含する。即ち若しも萊因協定第二條に違反あるか又はヴェルサイユ條約第四二條若しくは第四三條の違反の行はれたること又は行はるゝことを認むる場合には、締約國は之を國際聯盟理事會

に付託する義務あること上述せる如くである。勿論、此等の違反が或る條件を具備する場合には、即時の防衛行爲が可能である。且つ此の場合には所謂挑發せられざる侵略行爲の事實が認められ、侵略の意義と挑發せられざる侵略行爲の國際法上の効果とが問題となるに至る（九十四）。而して此の點に於て萊因協定は侵略の定義を直接には掲げてゐないが、挑發せられざる侵略行爲の概念の規定に依つて國際法に於ける制裁の問題に對して重要な素材を提供してゐるのである。

（九十四）挑發せられざる侵略行爲の概念は極めて興味あり且つ重要な問題を包含するが故に、此の點に關する研究は安全保障法に於ける侵略の概念を取扱ふ場合に讓ることを適當とする。尙ほ此の點に關しては Wilhelm Steinlein, *Der Begriff des nicht herausgeforderten Angriffs in Bündnisverträgen seit 1870 und insbesondere im Locarno-Vertrag*, 1927. 參照。

第二條に對する違反は、他の締約國の共同責任としての援助を義務として結果せしめる。而して此の相互援助の保障が實際に於て最も重要な制裁を構成するものである。上述せる如く、攻撃、侵入又は戰爭ある場合に國際聯盟理事會への付託は、各締約國に對して義務とせられてゐる。而して此のことは、直ちに防禦的戰爭に訴へ得る緊急事態の存する場合に於ても變はない。且つ若し理事會に於て右の違反の事實の存在を認定したる場合には、理事會は其の旨を署名國に遲滯なく通告するを要し、署名國は之に基いて違反行爲の向けられたる國に對して直ちに援助行爲に出づべき義

務を課せられてゐるのである（九十五）。故に此の規定は共同責任としての集合的保障義務を規定したるものであるが、其の法律的效果の重大なることに依つて、若干の重要問題を展開せしむる性質のものである。

（九十五） Art. 4 alinea II. Traite de Garantie mutuelle etc. loc. cit. p. 292-294. 此の場合に署名國の各が援助を與ふべき義務を有する旨が規定せられてゐるのみで、共同的動作に出づべきことに關しては何等の規定も設けられてゐない。然し其の保障態様は、第一條に依り各別に又共同に行はるゝことを要するが故に、共同援助を除外するのではなく、單に其の詳細なる具體的规定を缺くに過ぎないのである。

此の援助義務を規定しれる萊因協定第四條第二項は、安全保障の觀點より論ずるときは二重の意味に於て重大なる結果を包含する。第一には、違反の事實の存在を認定したる場合には他に何等の選擇の餘地が認められずして援助の義務が発生することである。然るに違反の事實は、必ずしも攻撃的戰爭の存在と同一ではない。條約は攻撃、侵入、戰爭の三個の段階に於て其の行爲の重要な程度を區別してゐる（九十六）。此等の事實の一角が存在することの認定せられた場合に於て、他の締結國の援助義務が具體的に問題となるのである。それは一方に於ては、違反の向けられたる國家に對して防禦的戰爭を許容することである。而して茲に考慮すべき重大な點が潜んでゐる。上述の如く、攻撃、侵入等の事實は未だ必ずしも攻撃的戰爭とは同一視し難い性質のものである。然るに其の存在

を認定したる瞬間に於て他の一方の國家は防禦的戰爭に出で得ると共に、他の締約國は之を援助すべき義務を課せられてゐるのである。通常の場合に於ける理事會の審査、勸告の調停的作用は此の場合に於ては最早行はれないので、直ちに攻撃の義務が発生するのである。然るに一度攻撃又は侵入の行爲に出でながら、其の事件が國際的機關に委託せられた場合に、全然平和的解決の方法が排除せられてゐるものゝ如く論ずるのは早急に失する。事態に依つては、既に一應は武力に訴へられたる紛争を平和的に解決する可能性も亦多分に存在することに注意しなければならぬ。然るに聯盟理事會に依る認定は此の可能を無視して、締約國に對して直ちに援助の義務を課してゐるのである。故に理事會に於て此の場合に和協的手段を充分に盡さざること自體が、既に相當考慮の餘地ある規定であると云はなければならぬ。従つて違反を行ひたる國家の讓歩に依つて紛争の平和的に處理せらるゝ道を豫め閉して軍事的援助をも包含する制裁の適用に専心してゐる點は、ロカルノ諸條約の安全保障機構が制裁を過重したる一面的性質を強く指示するものである。それは違反に對抗する爲めに制裁を組織することに熱心なるの餘り、最後の瞬間に於ても尙ほ平和的解決の爲めに努力すべきことを忘れたる傾がある。動的要素としての制裁は、靜的要素としての現狀維持及び不可侵義務の違反を事由として課せらるゝ所であるが、問題の重點は常に安全保障の爲めの法律狀態の確保

に存することを忘れてはならぬ筈である。特にヴェルサイユ條約第四二條若しくは第四三條の違反の行はれたる事實のみにては、未だ直ちに重大なる制裁を課する必要が存するか否か頗る疑問である。それは輕微の違反として其の排除に法律的、政治的手續が適用せられ得る場合をも包含する。故に此の關係を慎重に考慮するならば（九十七）、此の場合に直ちに理事會の認定を基礎として共同的に重大なる制裁の適用に移らむとするのは、制裁の組織の順序より考慮するも、相當考慮の餘地ある點であると云はなければならぬ。

（九十六） Art. I, *Traité de Garantie mutuelle* etc. loc. cit. p. 292

（九十七） ヴェルサイユ條約第四二條若しくは第四三條に依つて禁止せらるゝ所の違反の一として、例へば築城の基礎工事に着手したる事實の如きを擧げ得る。此の場合には締約國は萊因協定第四條第二項に依つて援助を提供する義務を有し、違反の向けられたる國家は場合に依つては防禦的戰爭にも訴へ得るのである。之は其の違反と制裁との間に均衡が失はれてゐないかとの疑問を提出せしむる所以である。既にビショップも此の點に關して、斯かる違反が特に隣接國の孰れにも向けらるゝものでない場合の存在し得ることを指示してゐる。W. R. Bischoff, *The Locarno Pact*, loc. cit. p. 105.

要するに諸條約の違反と制裁との間に均衡の失はれてゐる事實は、ロカルノ諸條約の安全保障の効果を減殺することを意味し、其の缺陷は否定し難い所である。此の點に於て制裁の問題を安全保障の全體より取扱はずに、單に一方的に考慮したに過ぎぬとの批評を免れ難い。ここでは違反に對

して制裁を課することが専ら考へられて居り、其の制裁が安全の保障、平和の確保の目的と合致するか否かの點が充分に考慮せられてゐない傾が認められる。勿論違反の存在の問題が國際聯盟理事會に付託せられた場合（第四條第一項）に於ては、同理事會は其の認定の結果を通知することを要し、締約國は右の場合に於ては敵對行爲をなしたる當事國の代表者を除く全會一致の表決に依る聯盟理事會の勸告に従ひ行動する義務を有する。此の點は第五條第三項に於ける理事會の提議に従ふ義務を定めたる規定と共に、調停的行爲に對して強制力を認めたるものとして重要な意義を有する點である。只だ理事會が違反の存在の事實を認定すると共に直ちに援助義務の發生する關係より考察すれば、此の制裁規定が同時に紛争を不當に重大化する危険をも包藏するものと云はなければならぬ。故にロカルノ諸條約の相互の關聯を認めながら、其の有する矛盾も亦看過せられてはならないのである。假に獨逸國及び英吉利國の努力の中心が寧ろ萊因協定に於ける戰爭防止法の鞏化に向けられて居り、佛蘭西國の努力は之に反して仲裁々判條約に於ける義務制 *Obligatorium* に主として向けられてゐたとの（九十八）批判が正當であるとしても、其の戰爭防止法の重要な構成要素としての相互援助の採用したる態様は、却つて戰爭防止の根本目的に合致するや否やを疑問とする點の存在することは否定し難い。特にビショップが正當に指摘したる如く（九十九）、諸國家間の

平和を維持する目的を以つて創設せられたる理事會が此の場合には相互に戦争に訴へざらむとする締約國を其の眞摯なる約束から解除して、尙早なる時機に於てさへ戦争に訴ふることを許容する結果を豫想せしめてゐるのは、戦争防止の觀點よりすれば大なる缺陷と評せらるゝであらう。何となれば、此の場合に紛争は當事國のみの努力に依つて解決するには餘りに困難であり、且つ仲裁々判に付託することも不可能であるが故に理事會の如き第三者の介入を必要としたのである。然るに理事會は此の場合に防止的干渉の作用を發揮せしむる代りに、禁遏的作用としての制裁の方法を選んだのである。故に特定の場合には其の勸告又は提議に従ふことを義務として規定してゐるにも拘らず（頁）、其の義務制度は制裁規定の重大なることに依つて貫かれてゐない憾がある。ロカルノ萊因協定の安全保障法上に於ける最大の問題は、此の制裁規定が安全の確保の觀點を全く無視しない迄も、それとの調和を失ひ慎重なる考慮の後に於てのみ考へらるべき制裁の組織を急いで、違反國家に對する集合的干渉、其の協同動作に依る禁遏的方法の保障を重視した點に存するものと云はなければならぬ。ロカルノ諸條約が聯盟規約の補充的保障を提供せむとするの意圖は、此の點に於て寧ろ必要以上に制裁を過重視せむとすることに依つて損はれてゐる。防止的機能の有効なる組織に依つて避け得られたかも知れない危機を聯盟理事會に依る認定は却つて禁遏的の制裁作用として招來せ

しむることに役立つ危険を包藏してゐるのである。而して此の點こそ將來の多くの安全保障の地域的協定、特に目下問題となりつゝある東歐ロカルノ條約案の制定に關して慎重に考慮せられなければならぬ點である。

(九十八) Hans Wilhelm Thieme, Die Fortbildung der internationalen Schiedsgerichtsbarkeit seit dem Weltkrieg, 1927,

S.72-85, insb. S. 76

(九十九) W. R. Bisschop, op. cit. p. 103.

(百) Art. 4, alinea III, Art. 5, alinea III, Traité de Garantie etc. loc. cit. p. 292-294.

斯くの如く制裁作用の過重がロカルノ諸條約との關係に於て平和を維持し促進することに於て成立する聯盟理事會の目的、職能と背馳するものでないかとの疑問は、萊因協定の諸規約のみに徴するも相當に根據ある性質の疑問である。而して此の疑問は單に第二條即ち現狀維持と不可侵義務とを定めたる規定の違反の場合のみならず、紛争の平和的處理方法を定めた第三條の規定に違反する場合の制裁に關しても亦、同様に起り得る所である。此の場合に平和的處理方法に従ふことの拒絶は二個の異なる事情を豫想してゐる。

(一) 其の拒絶が第二條又はヴェルサイユ條約第四二條若しくは第四三條の違反を伴ふ場合。

平和的處理方法に従ふことの拒絶は(イ)之を處理機關に付託することの拒絶と、(ロ)仲裁々

判若くは司法裁判に付託したる後に於て、其の判決を履行することを拒む場合の二種を包含してゐる。而して其の孰れたるを問はず、此の二條伴の具備する場合には、第二條に對する違反と同様の法律的效果の發生が豫想せられてゐる。即ち此等の場合に於ても違反の向けられたる國家に對しての援助義務が發生すると共に、該國家は自ら防衛的手段としての戰爭行爲にも出で得るに至るのである。此等の場合の保障方法として斯くの如き強大なる制裁をも許容することは締約當事國の一方を早急に侵略國として認定するの危険を含むのであり、ロカルノ條約の安全保障の本旨に遠ざかるものと云はなければならぬ。付託の拒絶及び武装解除地帯に於ける輕微なる違反の二個の條件が具備すれば直ちに援助義務が發生し且つ防禦的戰爭を許容するに至るのであつて、其の過重なる制裁の採用の當否に對しては上述せる疑問が提出せらるゝのである。

(二) 第二條又はヴェルサイユ條約第四二條若くは第四三條の違反なくして平和的處理方法に従ふこと又は仲裁判決又は司法判決を履行することを拒絶する場合。

此の場合の制裁は比較的に寛大である。即ち他方の當事國が之を國際聯盟理事會に付託するを要し、同理事會は其の場合に執るべき措置を提議しなければならぬ。而して締約國は理事會の與ふ提議に従ふことを要するのである。換言すれば、此の場合には第一の場合に於けるが如き軍事的

援助を包含する強大なる制裁は規定せられず、各締約國——従つて拒絶を爲したる國家も——は、其の提議に包含せらるゝ紛争解決方法に従はなければならないのである。戦争を防止せむとする努力は此の場合に始めて、合理的なる制裁の制度と結合してゐるのである(百〇二)。

(百〇一) 此の場合の制裁は軍事的性質の強制を伴はない所の専ら政治的性質のものである。シュトルツは之を外交的援助の保障と呼んでゐる。Strupp, op. cit. S. 108. 此の制裁の内容が一定せられてゐない事由は、一に此の點に求められる。即ち各の具體的事態に應じて適當なる措置が採用せられなければならないのである。

斯くの如くロカルノ諸條約に豫想せらるゝ制裁は極めて強大である。それは單なる攻撃のみならず、その他の事項に對して締約國の保障が各別竝に共同の義務とせられてゐるのである。然し其の制裁は特殊の場合を除くの外は自動的に適用せらるゝものではない。それは付託に依り國際聯盟理事會の認定を経ることを必要としてゐる點に於て、デュネーヴ議定書とは著しく異つてゐる(百〇二)。只だ此の特殊なる場合の中に安全保障の觀點よりすれば比較的輕微なる事項も亦包含せられてゐる點に、其の缺陷が認めらるゝのみである。

(百〇二) Art. 10-11, Protocol of the pacific settlement of international disputes, loc. cit. p. 500-501.

故にロカルノ諸條約の安全保障法上に有する意義は、其の提供する保障が強大なる制裁として組

織せられてゐる點よりも、却つて締約國の相互的信賴と尊重とを基礎として其の共同義務として安全を保持し、其に依つて西部歐羅巴の平和を確保せむとしてゐる點に求められなければならない。特に獨逸國が其の主要締約國の一たることは、ヴェルサイユ條約に對する其の地位、關係を道德的、政治的に變更せしめたこと多大である。平和條約の法律的拘束の基礎に關する法理論的探究は國際法に於ける最も困難且つ重要な問題であり、之に對する學者の説明は少からず存在するが、其の決定の何たるかを問はず、獨逸國が自由且つ善意を以てロカルノ諸條約の主要なる締約國となつた事實は、其のヴェルサイユ條約上の義務の履行に對して重要な鞏化となること明白である。勿論其の提供する安全保障方法は國際政治の實際上の必要より種々の妥協を餘儀なくせられて居り、理論的には統一を缺く點をも包含するのであるが、此の事實にも拘らずヴェルサイユ條約上の諸義務の履行を鞏化した點は、看過し得ない重要な點である（百〇三）。

（百〇三）此の點に關しては獨逸國側に異論が存在しないのではない。ロカルノ諸條約を其の意味に於ての補充的保障と爲すことを否定する見解も亦、存在してゐるのである。然し此の點の論究は他の機會に譲る外はない。

要するにロカルノ諸條約との關係より論じて獨逸國はヴェルサイユ條約中の諸義務を再び承認したことに等しい。而して此の點に、其の補充的保障規定としての最も重要な意義がある。獨逸國

西部國境の平和は、最早ヴェルサイユ條約に於ける如く戰勝國と戰敗國との間の權利義務の關係のみに止まらなくなつた。それは平等なる締約國間に成立したる獨立なる諸條約上の根據に立つに至つたのである。且つ其の豫想する國際的制裁の問題に關しては、ロカルノ諸條約は將來の國際法團體の安全保障の確立に對して幾多の重要なる點に於て考慮すべき缺陷又は疑問を残してゐるにも拘らず(百〇四)、諸國家の安全を國際法團體の安全との有機的關聯に於て規定せむと試みてゐる事實は、極めて注目すべき點である。恐らく此等の諸條約が、將來の條約に依る安全保障法の確立に對して有する意義は、信頼と尊重との基礎の上に保障を組織せむとした點であり、其の制裁の強大なる事實に求めらるべきではない。蓋し此の場合に保障の問題を、専ら制裁の組織の點に重點を置くことに依つて解決せむと試みてゐることは、ジュネーヴ議定書に於て認められたる缺陷を再び踏襲することに外ならない。故に將來の諸條約、特に目下問題となりつゝある東歐ロカルノ條約案の如きは、此の點に關するロカルノの貴重なる經驗を慎重に考慮しなければならぬ必要に直面してゐるのである。

(百〇四) 國際的制裁の組織は、ロカルノ諸條約に於てはジュネーヴ議定書のそれよりも一層合理的になされてゐるが、尙ほ特殊の場合に強大すぎることに依つて却つて其の根本目的と背馳し得る可能性を指示してゐる。尙ほロカルノに於ける制裁、

に一般に國際法に於ける制裁の問題の攻究は他の機會に譲る外はない。聯盟規約第一六條との關係に於ても亦同様である。此の點に關して Otto Brick, *Les sanctions en droit international public*, 1933. 參照。

安全保障の地方的協定の意義は、決して單なる一般的、普遍的條約に對して之を地域的關係に於て限定した局地的協約たる點のみに存するものではない。人は屢々ロカルノ條約を目してデュネーヴ議定書を特定の限られたる締約國の間に成立せしめたるものであるとの批評を爲す(百〇五)。然し此の批評は正確ではない。ロカルノ條約は其の侵略國決定に關しても、制裁の適用の方法に關しても、デュネーヴ議定書とは異なる原則の上に立つてゐる。或は其が制裁の點に關して妥協的態度を採用してゐることを事由としてロカルノ條約の制裁は進歩とは認められないことを主張してゐる學者も存在するが(百〇六)、之は全く誤りである。寧ろ我々の考ふる所に依れば、其の保障の供與の態様はデュネーヴ議定書以上に進んでゐる場合があり、而も其のことは上述せる如く安全保障の見地より論ずれば必ずしも望ましいことではないのである。制裁の組織、特に其の武力的制裁の急早なる許容及び義務は、ロカルノ諸條約の根本精神とは却つて遠いものと考へなければならぬ。而して正しく此の點に、全體としての歐羅巴の安全保障機構の上に於ける他の保障方法と制裁との有機的なる關聯の問題が最も典型的なる形態に於て示されてゐるのである。

(百〇五) 例へば Luigi Sturzo 又は Otto Brick 其他多くの學者を擧げることが得る。Luigi Sturzo, *La Communauté internationale et le droit de guerre*, 1930, P. 113. Otto Brick, *op. cit.* S. 151.

(百〇六) ウェーベルグは此の點に於てロカルノ萊因協定の制裁の缺陷を強く指摘してゐる。特に防禦的戰爭を認めたる後に於て理事會が攻撃、侵入又は戰爭等の事實の不存在を認定したる場合に關聯して、重大なる制裁を充分慎重なる考慮を拂ふことなしにも適用し得る點を批難してゐるのは、考慮に價する點である。H. Wehberg, *Die Achtung des Kriegs*, 1930, S. 485. ロカルノ諸條約の保障は其の制裁の組織の問題に關して幾多の論點を残して居り、此の點は將來の安全保障條約の締結に關して紛争の平和的處理方法の統一的組織の問題と共に一層慎重に攻究せられなければならないのである。